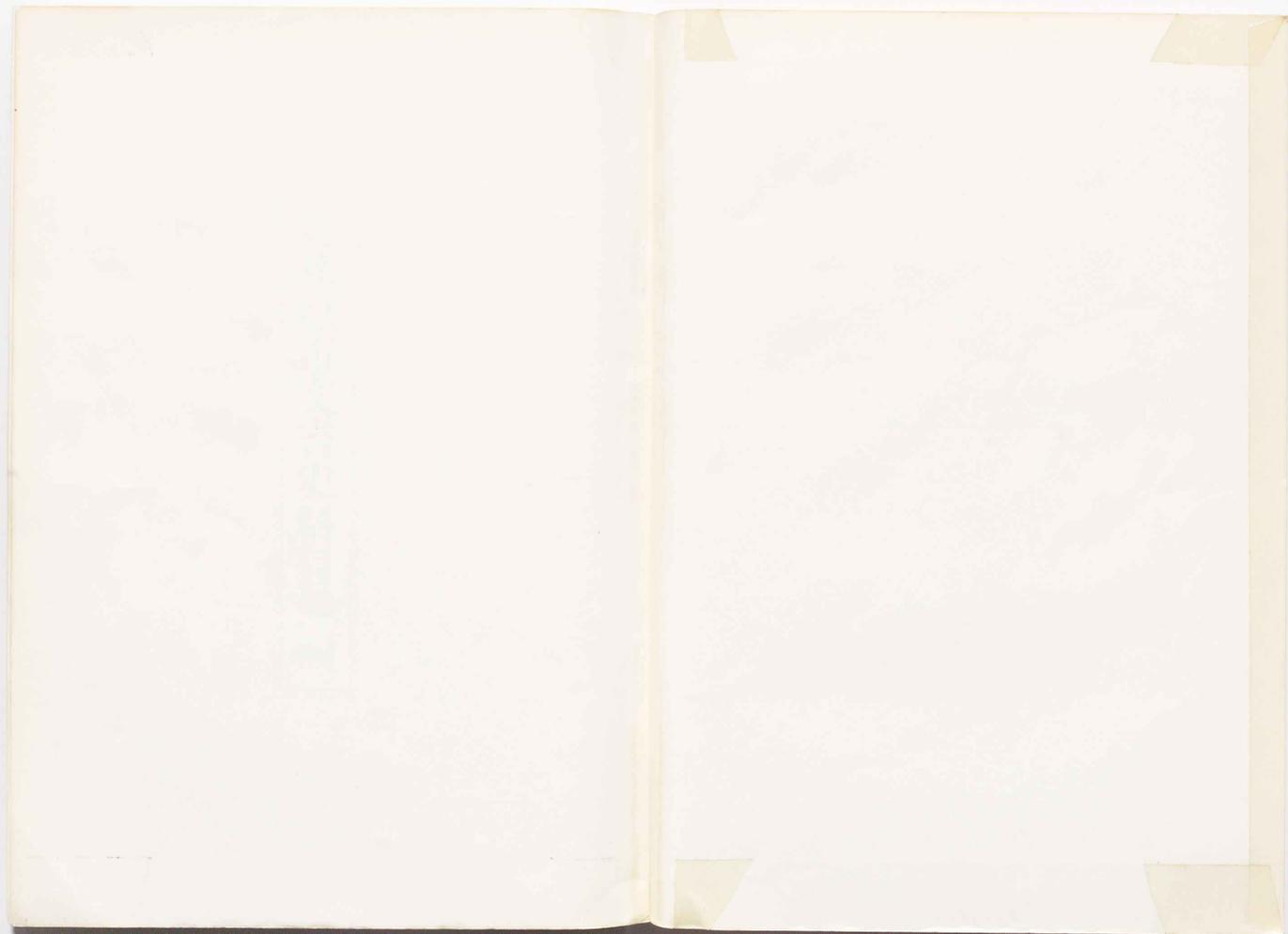




昭和六十年三月
各務原市資料調査報告書第五号

各務原市文書史料目錄四

各務原市教育委員会



各務原市文書史料目錄四

序

各務原市は、市制施行以来日々に発展を続けてきていますが、そのはるか昔から、緑山清溪の豊穠な大地に育まれながら、祖先の営々とした努力によってすばらしい文化が築かれて、今日の姿になってきたという長い歴史の恩恵によるものです。その歩みを探究し、まとめ、後世に伝えていくために、市教育委員会では市史の編集に着手し、すでに「考古巻」「史料編古代・中世巻」「史料編近世Ⅰ巻」の三巻が既刊され、近々「史料編近世Ⅱ巻」「民俗巻」の二巻も編集刊行できる運びとなりました。市史の編集に先立ち、市内の旧家・社寺等に所蔵されている古文書等を調査し、多くの資料を取集・整理してきました。その貴重な資料の保存と活用の便をはかるべく、「各務原市資料調査報告書」第一号から第四号をすでに刊行してきましたが、今回第五号を公開できる運びとなり大変喜ばしく思います。

この報告書は、「文書史料目録」一・二・三のあとをうけて四として、旧家や広報会など所有の文書を取集しました。先の三冊とあわせ、また「各務原市史」と共に、郷土史研究の基礎資料として、広く活用していただくことを念願いたしております。編集刊行にあたって、快くご協力いただきました資料所蔵者の方々、ご指導をお願いした市史編集委員の先生方、また本書を作成した市史編集係の諸氏に対し深く感謝の意を表し、あわせて今後のご支援をお願いする次第です。

昭和六十年三月二十二日

各務原市教育長

水野定之

目次

口 序 凡 例

一	永井好之氏所藏文書(追加分)……………	一
二	三井町広報会所藏文書……………	二
三	鶴沼古市場町広報会所藏文書……………	四
四	大竹富美子氏所藏文書(追加分)……………	八
五	林七郎氏所藏文書……………	一〇
六	小林幸彦氏所藏文書……………	一三
七	坂井峯氏所藏文書(追加分)……………	三四
八	永田長年氏所藏文書(追加分)……………	三四
	内分分知の版本について……………	四九
	——坂本坪内氏内分坪内嘉兵衛家を例に——	

後 記
干支草見表

凡 例

一、本史料目録は、各府原市にかつる古文書のうち、在地の近世・近代史料を中心に、所藏家ごとに次の項目に従つて分類整理したものである。 (岐阜県歴史資料館 史料分類例による)

一 近世史料の分類 (原則として天正十年代〜慶応四年)

(一) 支配関係 (二) 土地関係 (三) 貢租関係 四村政関係

(四) 社会関係 (四) 文化関係 (五) 土木・水利関係 (六) 産業・金融関係 (七) 交通関係

二 私文書史料の分類 (近世・近代とも)

(一) 家関係 (二) 土地・家業関係 (三) 生活・文化関係

三 近代史料の分類 (原則として明治元年以後昭和二十年)

(一) 国・県関係 (二) 土地関係 (三) 租税関係 四村政関係

(四) 文化・教育関係 (五) 土木・水利関係 (六) 産業関係 (七) 運輸関係 (八) 社会関係

一、史料の記載は、年次・表題・数量の順である。年次は、年号・年・月(一部分年号・年)までとし、日は省略した。年号未詳、月のみのものは、不明のまま記載した。

一、表題は、原文書に明記してあるものはそのまま記載したが、内容を示すため(一)で囲んだり整理担当者で仮表題を付けたものもある。なお、原文書中の旧漢字は現代漢字にあためたものもあり、用字・用語の不統一は了解された。

一、簿冊・綴あるは一紙おおよび大ききを明らかにするが本意であるが、その区別は省略した。

一、本文書史料目録は、第一・三号の発刊以後、五十九年十二月までに調査を請されたものを掲載した。調査が行き届かず未見の文書等は、機会があれば今後追録する。

一、この史料目録の作成は社会教育課市史編集係長斎藤文彦・同事後藤光伸・上村恵宏・同嘱託増田五郎・川原京子・星野文子を担当し、市史編集委員長の岐阜大学教授野村忠夫先生・市史編集委員の岐阜大学助教松田之利先生に指導をいただいた。

内野新田入組一件

一 今度松田村内野新田(但世書は内野新田) 亦松田村に有之文
五内野新田松田村に 但世書は内野新田
五内野新田

一 内野新田のりくは松田村に在り
十一年松田村松田村に在り
丁ノ松田村

但世書は内野新田に在り
五内野新田

一 是は松田村松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

一 下開列は松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

一 内野新田のりくは松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

一 松田村松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

但世書は内野新田に在り
五内野新田

一 是は松田村松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

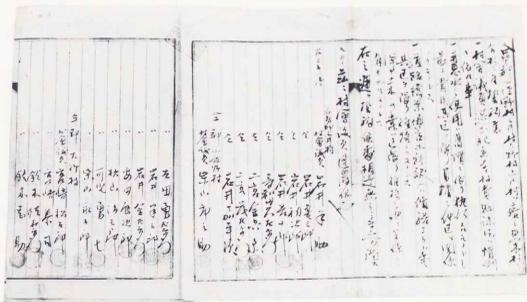
一 下開列は松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

一 内野新田のりくは松田村に在り
五内野新田松田村に在り
五内野新田

内野新田入組一件百姓連判内済取替証文(林七郎氏所藏文書)



新規互職取立出入内済証文（小林幸彦氏所藏文書）



更木村=台村=付誓約書（三井町広報会所藏文書）

一 永井好之氏所藏文書（追加分）

（各務原市郡加核町）

- （編年のまま）
- 一 寛永二年二月 知行村高書立覚
 - 二 貞享元年七月 七兵衛并一門之著和合手形
 - 三 元禄四年九月 前渡村野方支配取替手形
 - 四 元禄七年二月 免合訴訟願
 - 五年 未詳 二月 拾町野増免一件訴訟
 - 六 ” ” 二月 天主宮録前之儀三付口上書
 - 七 ” ” 四月 片山助書状
 - 八 ” ” 五月 ”
 - 九 ” ” 八月 載興譜書状
 - 〇 ” ” 二月 野方年貢額申付規則
 - 一 一月 澁州旗本知行所尾州藩取納通達
 - 二 二月 北高旗取取状一件訴訟
 - 三 二月 片山辰之合書状
 - 四 ” ” 奉願御口上之覚（實地取戻差額口上覚）
 - 五 明治一七年 九月 町村会議事細則認可口之件一付取調通達
 - 六 明治一八年 四月 差入証券（亀泉寺）
 - 七 昭和四年 四月 領取証（橋林庵授取）
 - 八 昭和三年 一月 永井家分家に対する協議事項
 - 九 年 未詳 六月 覚（受取）
 - 一〇 年 月 未詳 地所借用証文

二 年 月 未詳

委任状（計理代人）

三 ” ”

狂歌

三三 ” ”

遠類書・親類書（後欠）

（各務原市文書資料目録一 号と三 号の追加分）

二 三井町広報会所蔵文書

(各務原市三井町)

(國・県関係)

- 一 明治〇年 七月 進達箋
- 二 明治三三年 一月 宮内省吉野老号(御料内袴亮規定)
- 三 明治 九年 差入申一札之事(宇山田地所地税)
- 四 明治二年(〇月) 証(地券稅)
- 五 明治二年 九月 組山地券人名記 下
- 六 明治五年 納稅通知
- 七 明治七年(二月) 納稅(反地地籍)
- 八 明治九年 地目交換地備修正御願
- 九 明治三二年 九月 大佐野村ヨリ編入相成候分
- 一〇 明治三五年 地券請願調印之儀(付書付)
- 一一 地台帳簿本
- 一二 明治四〇年度 與稅等級ノ數前半期人別別
- 一三 三年 未詳 稲葉部更木村三井千七百五十八番
- 一四 明治 七年 七月 為替書山之事
- 一五 明治二年 二月 救荒予備(付障取入之帳)
- 一六 明治四年 一月 辰冬勘定帳

(村關係)

- 一四〇 明治四〇年 六月 更木村告示第一四号(尋常小学校基本財産)
- 四一 御料地私下願
- 四二 明治四三年 控米取立帳 村方分
- 四三 明治四五年 契約書(科進弥陀堂修善仕書)
- 四四 昭和 四年 委任状(区内地配当金)
- 四五 昭和 五年 二月 決議録(三井区總會)
- 四六 昭和二年 二月 山廻組番帳
- 四七 年 月 未詳 契約書(御料林拝借主一統)
- 四八 正稅雜費取換記
- 四九 救荒予備(假規則決議)
- 五〇 救荒予備私書地

(土木・水利関係)

- 五一 明治三六年 七月 官林畑煙木掘入夫記
- 五二 明治四四年 二月 建議書(部道一部敷取)
- 五三 大正一五年 六月 請願書(城北水利組合ヨリ除外及三井池埋取消)
- 五四 昭和 六年 三月 契約証(境川放水路敷地交付金分配の件)
- 五五 年 月 未詳 各務郡三井村用水池堤塘

(社会・勸業関係)

- 五六 明治一年(一月) 証(石高調拝借金)
- 五七 明治五年 四月 為取換季請作証
- 五八 明治九年 二月 御願(大佐野村掃除地)

一七 明治四四年二月 救荒予備諸君募振組帳

地目附調帳

一八 明治一五年 九月 貸金帳

一九 明治一八年 二月 野取除園帳(草稿)

二〇 明治一八年 二月 野取除園帳(草稿)

二一 明治一八年 二月 野取除園帳(草稿)

二二 野取除園帳(草稿)

二三 野取除園帳(草稿)

二四 野取除園帳(草稿)

二五 野取除園帳(草稿)

二六 野取除園帳(草稿)

二七 野取除園帳(草稿)

二八 野取除園帳(草稿)

二九 野取除園帳(草稿)

三〇 野取除園帳(草稿)

三一 野取除園帳(草稿)

三二 野取除園帳(草稿)

三三 野取除園帳(草稿)

三四 野取除園帳(草稿)

三五 野取除園帳(草稿)

三六 野取除園帳(草稿)

三七 野取除園帳(草稿)

三八 野取除園帳(草稿)

三九 野取除園帳(草稿)

三 鶴沼古市場町広報会所藏文書
(各務原市鶴沼古市場町)

- (村關係)
- 一 明治二年二月 寅総勘定帳
 - 二 明治二年二月 凶荒予備證書採取調帳
 - 三 一月三月 地墾入費簿並西川多門講
 - 四 〃 〃 卯総勘定帳
 - 五 明治二年七月 無役出勤帳
 - 六 〃 〃 二月 辰総勘定帳
 - 七 〃 〃 二月 金銭出入帳
 - 八 明治四年二月 已総勘定帳
 - 九 明治五年二月 午総勘定帳
 - 一〇 明治六年六月 凶荒予備證書金取立帳
 - 一一 明治七年 申総勘定帳
 - 一二 明治九年二月 戌総勘定帳
 - 一三 明治一〇年一月 土罷付留簿
 - 一四 〃 〃 亥総勘定簿
 - 一五 明治十三年 寅総勘定帳
 - 一六 〃 〃 丑総勘定帳
 - 一七 明治十四年度 事務引継帳
 - 一八 〃 〃 領収書綴込
 - 一九 〃 〃 丑総勘定
 - 二〇 明治十五年度 丑総勘定
 - 二一 明治十六年 領収書
 - 二二 〃 〃 領収書

- 八三 明治三十八年 三月 級調査雜費帳
- 八四 明治四〇年 〇月 更木村伝染病予防委員組織規定
- 八五 昭和三年二月 入金案内(更木信用購買組合)
- 八六 昭和五年二月 豆州震災義捐金
- 八七 昭和七年七月 始末書(竜神橋無断架橋の件)
- 八八 昭和九年四月 山根郡谷村大火災義捐金催出力ノ件
- 八九年 月 未詳 震災三付道路橋梁満川土手崩壊及耕地凸凹有害地報告
- 九〇 〃 〃 稲葉郡更木村三井地内損害反別取調書
- 九一 〃 〃 損害大調
- 九二 〃 〃 出害本害地
- 九三 〃 〃 契約書(伝染病予防ニ関スル)
- 九四 〃 〃 飛行場見取図

- 二二 明治二八年 共有地所有者異動帳
- 二四 〃 〃 度 組協議費徴収簿
- 二五 明治一九年 協議費徴収帳
- 二六 〃 〃 〃 協議費徴収帳
- 二七 〃 〃 〃 協議費徴収帳
- 二八 〃 〃 〃 領収書綴
- 二九 明治三三年 領収書綴
- 三〇 明治三三年 領収書綴
- 三一 〃 〃 〃 領収書綴
- 三二 明治三三年分 協議費取支原簿
- 三三 〃 〃 〃 協議費取支原簿
- 三四 〃 〃 〃 協議費取支原簿
- 三五 〃 〃 〃 領収書綴
- 三六 〃 〃 〃 領収書綴
- 三七 明治三四年 協議費取支原簿
- 三八 〃 〃 〃 領収書綴
- 三九 〃 〃 〃 領収書綴
- 四〇 明治三五年 協議費取支原簿
- 四一 〃 〃 〃 領収書綴
- 四二 明治三六年度 事務引継帳
- 四三 〃 〃 〃 事務引継帳
- 四四 明治三七年 協議費取支原簿
- 四五 明治三九年 協議費取支原簿
- 四六 〃 〃 〃 領収書綴
- 四七 明治四〇年 領収書綴
- 四八 明治四一年 領収書綴

- 四九 明治四一年度 区費徴収帳
- 五〇 明治四一年度 事務引継帳
- 五一 明治四一年度 領収書綴
- 五二 〃 〃 〃 区費徴収帳
- 五三 〃 〃 〃 区費徴収帳
- 五四 明治四四年度 区費徴収帳
- 五五 〃 〃 〃 領収書綴
- 五六 〃 〃 〃 領収書綴
- 五七 大正二年度 照会書・領収書・秘密帳
- 五八 大正三年度 区費徴収簿
- 五九 大正四年度 区費徴収帳
- 六〇 大正五年度 区費徴収帳
- 六一 大正六年度 区費徴収帳
- 六二 大正八年度以降 事務引継帳
- 六三 大正八年度以降 区費會費及消防費
- 六四 大正九年 事務引継帳
- 六五 〃 〃 〃 区費徴収帳
- 六六 大正一〇年二月 万御通
- 六七 大正一一年度 事務引継帳
- 六八 〃 〃 〃 区費徴収帳
- 六九 大正一二年 区費徴収簿
- 七〇 〃 〃 〃 区費取支決算簿
- 七一 〃 〃 〃 事務引継帳
- 七二 大正一三年度 領収書綴
- 七三 〃 〃 〃 協議費取支決算簿
- 七四 〃 〃 〃 協議費取支決算簿

七五	大正三年度	諸領取書綴	一〇一	昭和三年度	炊事役出務帳
七六	大正四年	協議費徵取原簿	一〇二	昭和二年	收支算書
七七	"	米輸券領書綴	一〇三	"	區協議費徵取簿
七八	"	領取証綴	一〇四	"	區協議費明細簿
七九	現在	基本財産積立金台帳	一〇五	"	區議會取支決算書
八〇	大正五年	事務引継帳	一〇六	"	區雜費決算簿
八一	昭和二年	事務引継帳	一〇七	"	消防費明細簿
八二	昭和三年度	米輸券送書綴	一〇八	"	戶數調査
八三	"	領取書綴	一〇九	"	戶數氏名調査書(控)
八四	昭和四年度	米輸券書綴	一一〇	"	土肥捕獲調
八五	昭和五年度	米輸券書綴	一一一	"	議員選挙資格調査簿
八六	昭和六年度	米輸券書綴	一一二	"	雜録綴込帳
八七	昭和七年度	領取書綴	一一三	"	金銭領取綴込
八八	昭和七年度	區費徵取原簿	一一四	昭和一四年度	備考綴
八九	昭和七年度	事務引継帳	一一五	昭和一六年度	諸通知書・諸領取書綴
九〇	昭和七年度	區協議費徵取簿	一一六	昭和一七年度	領取書綴
九一	"	區協議費明細簿	一一七	"	領取書綴
九二	"	區協議費明細簿	一一八	"	米輸綴
九三	"	區協議費明細簿			
九四	"	消防費明細簿	一九	明治九年二月	旧高・林・野方取調簿
九五	"	米后発信帳	二〇	明治二年一月	下用四季取立帳
九六	昭和二年度	事務引継帳	二一	"	八月 租稅取建簿(南組控)
九七	"	米輸書綴	二二	"	二月 地價戶籍下用簿
九八	"	米輸書綴	二三	明治二年二月	地價戶籍下用帳
九九	昭和二年度	領取書綴	二四	"	地方稅取建管帳(南組控)
一〇〇	"	事務引継帳			

(土地・租稅關係)

一一五	明治三年八月	地價・戶籍・地方取立帳(南組控)	四七	明治八年九月	五ヶ年取權調帳
一二六	"	地稅徵取簿	四八	明治二年一月	川原山入札簿
一二七	"	區協議費下用帳	四九	昭和三年度	區有山坪入札明細書
一二八	明治四年六月	區協議費下用帳	五〇	"	北山手入間代帳
一二九	"	地稅徵取簿	五一	昭和七年度	領取書綴(古市場実行組合)
一三〇	明治五年二月	區協議費下用帳	五二	昭和九年度	米輸綴(古市場養蚕実行組合)
一三一	明治六年六月	區協議費下用帳			
一三二	"	地稅徵取簿			
一三三	"	區協議費下用帳			
一三四	明治八年二月	地價戶籍下用帳	五三	明治七年九月	各務郡養浩村佃田引合帳
一三五	明治九年二月	地價戶籍下用帳	五四	昭和三年一月	軍需供出野鬼狩山動簿
一三六	明治九年二月	地價戶籍下用帳	五五	七月	軍需供出大支出荷覽
一三七	明治二〇年三月	區協議費下用帳	五六	"	九月 軍需供出簿
一三八	明治二一年三月	區協議費下用帳	五七	"	一月 兵隊宿舍割簿
一三九	昭和三年度	地租別人名簿	五八	"	二月 軍需甘藷切干供出簿
一四〇	昭和三年度	地租別人名簿	五九	"	軍需後援会手簿
一四一	"	諸稅納付明細簿	六〇	"	區協議費下用帳
			六一	昭和七年度	配給品報告書

(社會關係)

(文化・教育關係)

一六二	明治七年	神明宮明神宮大工土木買帳	六二	明治一年一月	農事学校新築割合簿
一六三	明治二年	新池水年貢割合帳	六四	明治五年三月	学校取立簿
一四三	昭和〇年度	西神戶區積算簿	六五	八月	狂言見舞割合帳
一四四	昭和二年度	東神戶水利費徵取簿	六六	明治六年三月	神明宮本社再建并寄附簿
一四五	昭和三年三月	改修道路關係費取支簿	六七	明治九年	神明宮本社再建并寄附簿
一四六	"	西神戶路費水口割合帳	六八	明治二〇年二月	神明宮徳金支払帳

(勸業關係)

(土木・水利關係)

一四二	明治六年二月	新池水年貢割合帳	六二	明治一年一月	農事学校新築割合簿
一四三	昭和〇年度	西神戶區積算簿	六四	明治五年三月	学校取立簿
一四四	昭和二年度	東神戶水利費徵取簿	六五	八月	狂言見舞割合帳
一四五	昭和三年三月	改修道路關係費取支簿	六六	明治六年三月	神明宮本社再建并寄附簿
一四六	"	西神戶路費水口割合帳	六七	明治九年	神明宮本社再建并寄附簿

- 一六九 明治二年二月 神明宮徳金支払帳
- 一七〇 明治二年 神明宮支払記帳
- 一七一 明治二年 徳明・神明社・感誠精算簿
- 一七二 昭和〇年度 神明神社費収支決算簿
- 一七三 〃 徳明・神明社費支出簿
- 一七四 昭和三年度 徳明・神明社費支出簿

四 大竹富美子氏所蔵文書(追加分)

(名務原市鶴沼南町)

- (編年のまき)
- 一 寛文六年三月 御免控之外鶴沼村入用帳
 - 二 元禄七年六月 鶴沼村至願寺山林手形取替之写
 - 三 明和八年三月 鶴沼村村未進書上帳
 - 四 天明七年四月 記録帳
 - 五 天保二年正月 差上申一札之事(松木切荒一件詫証文)
 - 六 天保一四年二月 御免許役帳年限由緒調
 - 七 弘化四年二月 散田願雜通入用取調帳
 - 八 安政三年七月 御書付之写
 - 九 安政四年七月 乍恐奉願上帳御事(年頭挨拶許可願)
 - 一〇 〃 〃 〃 由緒書
 - 一一 安政六年 文政十二寅年檢免写
 - 一二 安政七年三月 高分ヶ書抜覽
 - 一三 文久元年九月 和宮棟御通行二付入用覧帳
 - 一四 慶応元年八月 御路申一札之事(博奕二付詫証文)
 - 一五 年未詳 正月 日向田善左衛門書状
 - 一六 〃 〃 〃 本多季康・高岡祥彌連名書状
 - 一七 〃 〃 〃 箕田将監他二名連名書状
 - 一八 〃 〃 〃 京極高彌他四名連名書状
 - 一九 〃 〃 〃 五月 箕田将監書状
 - 二〇 〃 〃 〃 七月 三上仲綱・渡辺頼連名書状

- 二二 年未詳 七月 乍恐御願奉申上候事(弘永百五拾尚御下願目見御免)
 - 二三 〃 〃 〃 年頭御目見御免
 - 二四 〃 〃 〃 御免許役儀代取調書上
 - 二五 〃 〃 〃 二月 木松覺兵衛書状
 - 〇 〃 〃 〃 辻金太郎・江藤吉連名書状
 - 二六 安永八年二月 鶴沼村御林絵図
 - 二七 寛政五年六月 鶴沼村惣町數絵図
 - 二八 天保三年 鶴沼村絵図
 - 二九 年未詳 鶴沼村大伊木絵図
 - 三〇 〃 〃 〃 鶴沼村小伊木・古市場・南町・山崎家並絵図
 - 三一 〃 〃 〃 鶴沼村絵図
- (明治期)
- 三二 明治二年 正月 八百姓願達
 - 三三 〃 〃 〃 一月 新開掘工論見控
 - 三四 明治六年一月 工部省鉄道寮至急御用材書類
 - 三五 明治七年二月 御免定勘定目録
 - 三六 明治二年一月 明細書
 - 三七 明治二年二月 委任新約定書
 - 三八 明治六年五月 村園真墨田神社拝殿改造一件綴
 - 三九 明治七年一月 官有川敷拝借願
 - 四〇 明治三〇年 四月 公有水面使用ノ件
 - 四一 明治三九年 陸運荷物帳

- 四二年 月未詳 不徳学校平面図(芥貝村)
- 四三 〃 〃 〃 鶴沼村南町丁場地積絵図

(名務原市文書史料目録「号」の追加分)

五 林 七郎氏所藏文書

(各務原市鶴沼引場町)

(文獻關係)

- 一〇 享保 七年二月 年貢米請取証文
- 一一 天保 五年 極月 端米御年貢勘定帳
- 一二 天保 九年 九月 口年貢指延ノ願
- 一三 享保 四年 六月 御用米請取覽
- 一四 四年 未詳 二月 端米請取覽
- 一五 慶安 五年 二月 鶴沼村山方 件惣百姓連判札
- 一六 天保 四年一〇月 鶴沼村村頭
- 一七 四年 未詳 二月 内野新田申渡覽
- 一八 天保 九年三月 宗門改村送一札
- 一九 天保 〇年 正月 宗門村送一札
- 二〇 〇年月 未詳 〃〃〃 (後欠)

(土地關係)

- 一〇 享保 四年 七月 名古屋藩領分村石高覽 (前欠)
- 一一 〇年月 未詳 内野新田地坪覽
- 一二 寛保 三年二月 鶴沼村尾赤藤御林間敷改帳
- 一三 寛保 三年一月 鶴沼村見取所御墨付等
- 一四 天保 二年三月 各務野入会地反別・浦上金判各覽
- 一五 弘化 二年二月 鶴沼村内野新田家並控林改帳
- 一六 元治 元年五月 鶴沼村内野新田御見取御改帳
- 一七 丑年 五月 内野新田反別調書上帳
- 一八 戌年 一月 鶴沼古城御林町反別改帳
- 一九 九年 月 未詳 鶴沼村御林間敷書上帳

(賃租關係)

- 二〇 享保 七年二月 年貢米請取証文
- 二一 天保 五年 極月 端米御年貢勘定帳
- 二二 丑年 九月 口年貢指延ノ願
- 二三 四年 未詳 二月 端米請取覽

(村政關係)

- 二四 慶安 五年 二月 鶴沼村山方 件惣百姓連判札
- 二五 天保 四年一〇月 鶴沼村村頭
- 二六 四年 未詳 二月 内野新田申渡覽
- 二七 天保 九年三月 宗門改村送一札
- 二八 天保 〇年 正月 宗門村送一札
- 二九 〇年月 未詳 〃〃〃 (後欠)
- 三〇 宝曆 七年 三月 山廻特權御改帳
- 三一 享保 四年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 三二 享保 〇年 三月 〃〃〃
- 三三 天保 九年 三月 〃〃〃
- 三四 弘化 三年 二月 〃〃〃
- 三五 嘉永 三年 三月 〃〃〃
- 三六 嘉永 七年 三月 〃〃〃
- 三七 嘉永 〇年 三月 〃〃〃
- 三八 文久 二年 三月 〃〃〃

(案文)

- 四〇 文久 三年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 四一 元治 元年 三月 〃〃〃
- 四二 慶応 三年 三月 〃〃〃
- 四三 二年 月 未詳 〃〃〃 (案文)
- 四四 文政 五年 二月 鶴沼村内野新田家・人・馬數書上帳
- 四五 天保 五年 二月 〃〃〃

(案文)

- 四六 〇年 八月 新起畑書上
- 四七 申年 二月 新田起方許狀写
- 四八 戌年 三月 三ツ池新田百姓組入願
- 四九 九年 月 未詳 新田引越願相濟覽

(社會關係)

- 五〇 文化 元年 四月 内野新田入組一件百姓連判内濟取替証文
- 五一 子年 二月 熱田御新田当金頼母子講渡一件
- 五二 丑年 閏八月 内野新田中島と本郷争一件願
- 五三 (宝曆八年)之八月 地改帳名請入申請
- 五四 (寛政六年)十一月 御山廻役任命請求願
- 五五 卯年 二月 松根株私下願
- 五六 〃〃〃 一月 細力起代拜借金返上延願願
- 五七 〃〃〃 〃〃〃 拜借金願
- 五八 辰年 四月 山神附御林總用許可願

(賃租關係)

- 二〇 享保 七年二月 年貢米請取証文
- 二一 天保 五年 極月 端米御年貢勘定帳
- 二二 丑年 九月 口年貢指延ノ願
- 二三 四年 未詳 二月 端米請取覽

(村政關係)

- 二四 慶安 五年 二月 鶴沼村山方 件惣百姓連判札
- 二五 天保 四年一〇月 鶴沼村村頭
- 二六 四年 未詳 二月 内野新田申渡覽
- 二七 天保 九年三月 宗門改村送一札
- 二八 天保 〇年 正月 宗門村送一札
- 二九 〇年月 未詳 〃〃〃 (後欠)
- 三〇 宝曆 七年 三月 山廻特權御改帳
- 三一 享保 四年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 三二 享保 〇年 三月 〃〃〃
- 三三 天保 九年 三月 〃〃〃
- 三四 弘化 三年 二月 〃〃〃
- 三五 嘉永 三年 三月 〃〃〃
- 三六 嘉永 七年 三月 〃〃〃
- 三七 嘉永 〇年 三月 〃〃〃
- 三八 文久 二年 三月 〃〃〃

(案文)

- 四〇 文久 三年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 四一 元治 元年 三月 〃〃〃
- 四二 慶応 三年 三月 〃〃〃
- 四三 二年 月 未詳 〃〃〃 (案文)
- 四四 文政 五年 二月 鶴沼村内野新田家・人・馬數書上帳
- 四五 天保 五年 二月 〃〃〃

(案文)

- 四六 〇年 八月 新起畑書上
- 四七 申年 二月 新田起方許狀写
- 四八 戌年 三月 三ツ池新田百姓組入願
- 四九 九年 月 未詳 新田引越願相濟覽

(社會關係)

- 五〇 文化 元年 四月 内野新田入組一件百姓連判内濟取替証文
- 五一 子年 二月 熱田御新田当金頼母子講渡一件
- 五二 丑年 閏八月 内野新田中島と本郷争一件願
- 五三 (宝曆八年)之八月 地改帳名請入申請
- 五四 (寛政六年)十一月 御山廻役任命請求願
- 五五 卯年 二月 松根株私下願
- 五六 〃〃〃 一月 細力起代拜借金返上延願願
- 五七 〃〃〃 〃〃〃 拜借金願
- 五八 辰年 四月 山神附御林總用許可願

(賃租關係)

- 二〇 享保 七年二月 年貢米請取証文
- 二一 天保 五年 極月 端米御年貢勘定帳
- 二二 丑年 九月 口年貢指延ノ願
- 二三 四年 未詳 二月 端米請取覽

(村政關係)

- 二四 慶安 五年 二月 鶴沼村山方 件惣百姓連判札
- 二五 天保 四年一〇月 鶴沼村村頭
- 二六 四年 未詳 二月 内野新田申渡覽
- 二七 天保 九年三月 宗門改村送一札
- 二八 天保 〇年 正月 宗門村送一札
- 二九 〇年月 未詳 〃〃〃 (後欠)
- 三〇 宝曆 七年 三月 山廻特權御改帳
- 三一 享保 四年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 三二 享保 〇年 三月 〃〃〃
- 三三 天保 九年 三月 〃〃〃
- 三四 弘化 三年 二月 〃〃〃
- 三五 嘉永 三年 三月 〃〃〃
- 三六 嘉永 七年 三月 〃〃〃
- 三七 嘉永 〇年 三月 〃〃〃
- 三八 文久 二年 三月 〃〃〃

(案文)

- 四〇 文久 三年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 四一 元治 元年 三月 〃〃〃
- 四二 慶応 三年 三月 〃〃〃
- 四三 二年 月 未詳 〃〃〃 (案文)
- 四四 文政 五年 二月 鶴沼村内野新田家・人・馬數書上帳
- 四五 天保 五年 二月 〃〃〃

(案文)

- 四六 〇年 八月 新起畑書上
- 四七 申年 二月 新田起方許狀写
- 四八 戌年 三月 三ツ池新田百姓組入願
- 四九 九年 月 未詳 新田引越願相濟覽

(社會關係)

- 五〇 文化 元年 四月 内野新田入組一件百姓連判内濟取替証文
- 五一 子年 二月 熱田御新田当金頼母子講渡一件
- 五二 丑年 閏八月 内野新田中島と本郷争一件願
- 五三 (宝曆八年)之八月 地改帳名請入申請
- 五四 (寛政六年)十一月 御山廻役任命請求願
- 五五 卯年 二月 松根株私下願
- 五六 〃〃〃 一月 細力起代拜借金返上延願願
- 五七 〃〃〃 〃〃〃 拜借金願
- 五八 辰年 四月 山神附御林總用許可願

(賃租關係)

- 二〇 享保 七年二月 年貢米請取証文
- 二一 天保 五年 極月 端米御年貢勘定帳
- 二二 丑年 九月 口年貢指延ノ願
- 二三 四年 未詳 二月 端米請取覽

(村政關係)

- 二四 慶安 五年 二月 鶴沼村山方 件惣百姓連判札
- 二五 天保 四年一〇月 鶴沼村村頭
- 二六 四年 未詳 二月 内野新田申渡覽
- 二七 天保 九年三月 宗門改村送一札
- 二八 天保 〇年 正月 宗門村送一札
- 二九 〇年月 未詳 〃〃〃 (後欠)
- 三〇 宝曆 七年 三月 山廻特權御改帳
- 三一 享保 四年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 三二 享保 〇年 三月 〃〃〃
- 三三 天保 九年 三月 〃〃〃
- 三四 弘化 三年 二月 〃〃〃
- 三五 嘉永 三年 三月 〃〃〃
- 三六 嘉永 七年 三月 〃〃〃
- 三七 嘉永 〇年 三月 〃〃〃
- 三八 文久 二年 三月 〃〃〃

(案文)

- 四〇 文久 三年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 四一 元治 元年 三月 〃〃〃
- 四二 慶応 三年 三月 〃〃〃
- 四三 二年 月 未詳 〃〃〃 (案文)
- 四四 文政 五年 二月 鶴沼村内野新田家・人・馬數書上帳
- 四五 天保 五年 二月 〃〃〃

(案文)

- 四六 〇年 八月 新起畑書上
- 四七 申年 二月 新田起方許狀写
- 四八 戌年 三月 三ツ池新田百姓組入願
- 四九 九年 月 未詳 新田引越願相濟覽

(社會關係)

- 五〇 文化 元年 四月 内野新田入組一件百姓連判内濟取替証文
- 五一 子年 二月 熱田御新田当金頼母子講渡一件
- 五二 丑年 閏八月 内野新田中島と本郷争一件願
- 五三 (宝曆八年)之八月 地改帳名請入申請
- 五四 (寛政六年)十一月 御山廻役任命請求願
- 五五 卯年 二月 松根株私下願
- 五六 〃〃〃 一月 細力起代拜借金返上延願願
- 五七 〃〃〃 〃〃〃 拜借金願
- 五八 辰年 四月 山神附御林總用許可願

- 八〇 享和 二年 二月 小伊木天主社普請覽
- 八一 " " 天主任拝殿修復許可願
- 八二 文化 八年 五月 寺社調
- 八三 " " 六月 寺社調査答覽
- 八四 年 末 詳 一月 山神地取致注意書
- 八五 年 月 末 詳 正福寺縁記

(家業関係)

- 八六 元禄 二年 一月 田畑売渡証文
- 八七 享保 五年 四月 金子請取証文
- 八八 享保 一年 二月 干輪代金預かり証文
- 八九 享保 二〇年 三月 權八田地売渡証文
- 九〇 享保 〇年 六月 新田起代金貸付帳

(遺加)

- 九一 天保 八年 〇月 由緒調べに付書上書(下書)
- 九二 天保 八年 〇月 仕来御免内容返答覽
- 九三 天保 八年 〇月 由緒調べに付書上書(下書)
- 九四 年 月 末 詳 稲垣基右衛門書状(借入金返済延期願)
- 九五 年 末 詳 三月 林家系譜
- 九六 年 月 末 詳 某書状(後欠)
- 九七 " " 役後覽書
- 九八 " " 役後覽書
- 九九 明治 二年 七月 拜慕隊就退任覽

(近代史料)

- 九九 明治 二年 七月 拜慕隊就退任覽

六 小林幸彦氏所藏文書

(各務原市蘇原伊吹町)

(支記関係)

- 一 安政 四年 二月 申渡覽(法度)
- 二 安政 六年 八月 水戸前中納言一件付問部下總守御渡趣写

(土地関係)

- 三 嘉永 元年 八月 高仕取調帳
- 四 嘉永 三年 正月 田畑手形寄帳
- 五 嘉永 七年 持高仕訳
- 六 安政 二年 二月 高沢高入名前帳
- 七 元治 元年 二月 田畑高入引帳
- 八 慶応 元年 二月 高入証文預覽帳

(貞担関係)

- 九 享保 七年 二月 年貢米請取証文
- 一〇 自宝曆 二年 林成・屋敷或人別覽
- 一一 安政 六年 二月 卯年山石・口米割賦帳
- 一二 自宝曆 元年 年貢替済目録写
- 一三 安政 三年 二月 辰年渡金帳
- 一四 元治 元年 二月 年貢米西記帳
- 一五 慶応 元年 二月 年貢御代帳
- 一六 慶応 元年 二月 年貢御代帳
- 一七 慶応 二年 正月 丑年分御代内計差引帳

- 一〇〇 明治 四年 三月 宗門改札
- 一〇一 明治 三年 三月 御禁制
- 一〇二 " " 八月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 一〇三 " " 八月 鶴沼村五人組規定
- 一〇四 " " 九月 鶴沼東町御姓書
- 一〇五 明治 四年 三月 鶴沼村内野新田宗門人別改帳
- 一〇六 明治 三年 一月 官有地私下願
- 一〇七 明治 三年 二月 御料地料売規定遵守連
- 一〇八 " " 二月 御料地私下一件委任状
- 一〇九 明治 三年 八月 御料地私下一件約定書
- 一一〇 " " 二月 御料地私下願
- 一一一 年 月 末 詳 鶴沼村地所割備格表(前欠)
- 一一二 年 月 末 詳 鶴沼村地所割備格表(前欠)

(追加)

- 一一三 宝曆 二年 四月 大山城主略歴等抜書
- 一一四 享保 五年 二月 身元調の覽
- 一一五 年 月 末 詳 正月 退役申付状
- 一一六 年 月 末 詳 村松園(山神関係)
- 一一七 天保 一年 二月 子年貢米過不足帳
- 一一八 嘉永 五年 二月 過不足差引帳
- 一一九 安政 二年 二月 御年過不足書出帳
- 一二〇 " " 渡不足渡方調帳
- 一二一 " " 藏納過米渡覽帳
- 一二二 慶応 元年 二月 丑過不足差入帳
- 一二三 慶応 元年 七月 御語釈索榎上納石代金延引分下渡願
- 一二四 巳年 七月 卯年貢勘定の覽
- 一二五 辰年 二月 辰年未進仕出覽帳
- 一二六 " " 辰年未進仕出覽帳
- 一二七 天保 二年 三月 信楽大畑御勘定帳
- 一二八 嘉永 四年 〇月 信楽御代帳見御泊付諸入用帳
- 一二九 慶応 元年 二月 信楽御代帳見付御泊并懸立人足帳
- 一三〇 嘉永 五年 二月 役銀割製賦取立帳
- 一三一 (自宝曆 元年 二月) 郷倉番賣金割賦帳
- 一三二 慶応 元年 二月 丑年村方銀附出役銀割賦帳
- 一三三 安政 二年 二月 古小勘定帳
- 一三四 " " 新 " "
- 一三五 慶応 元年 二月 丑御膳糧並松分大垣分御清割賦帳
- 一三六 " " 二月 御物或取立割賦帳
- 一三七 " " 丑年御年貢米小沢記帳
- 一三八 元治 元年 四月 子年御膳糧並松分割賦・大垣清割

試人別帳
 三九 〃 二月 子年伊吹村御物成取立割賦帳
 四〇 元治 二年 四月 丑年大田飯割賦帳
 四一 安政 三年 四月 御膳取役割人別帳
 四二 〃 〃 一月 御膳取役割賦帳
 四三 安政 四年 極月 御膳取役米割渡帳
 四四 嘉永 四年 二月 御物成取立帳
 四五 嘉永 五年 二月 貢米小狀帳
 四六 〃 〃 二月 御膳取役米立立覚帳
 四七 〃 〃 〃 御物成取立小前帳
 四八 天保 四年 二月 御膳取役勘定仕訳帳
 四九 天保 二年 三月 御物成取立帳
 五〇 弘化 二年 三月 御物成取立割賦帳

(村政關係)

五一 慶応 元年 〇月 檢見入用清当金支払証文
 五二 丑年 檢見買物書
 五三 三月 未詳 御檢見入足帳
 五四 安政 二年 二月 差難可相成札書出帳
 五五 〃 〃 〃 四口札書出覚帳
 五六 〃 〃 〃 名前札
 五七 安政 五年 三月 各務部伊吹村五人組御仕置帳
 五八 安政 六年 〇月 伊吹村檢因
 五九 (皇天保七年) 火災ニ付漏出書ニ(案文)
 六〇 年月 未詳

六一 文化 三年 正月 村方小入用帳
 六二 文化 〇年 正月 村方諸入用帳
 六三 天保 五年 正月 村方小入用帳
 六四 天保 一年 正月 〃
 六五 天保 二年 正月 〃
 六六 天保 四年 三月 〃
 六七 天保 五年 正月 〃
 六八 弘化 五年 正月 〃
 六九 嘉永 五年 正月 〃
 七〇 嘉永 六年 正月 〃
 七一 元治 元年 三月 〃
 七二 元治 二年 正月 〃
 七三 安政 二年 二月 宗門人別改帳
 七四 元治 二年 如月 〃
 七五 天保 五年 二月 庄屋附出帳
 七六 嘉永 五年 二月 〃
 七七 安政 三年 二月 〃
 七八 慶応 元年 二月 〃
 七九 安政 二年 九月 村方膳取調覚帳
 八〇 天保 五年 二月 村方附出帳
 八一 弘化 四年 二月 〃

(下書)

〇 〇 〇
 八二 慶応 元年 五月 御進免ニ付御冥加上納金取調書上帳
 八三 慶応 二年 四月 御裏美銀割渡小前帳
 八四 〃 〃 〃 八月 御進免用途上納金之申渡
 八五 〃 〃 〃 上納金御裏美銀割渡小前帳(案文)
 八六 〃 〃 〃 更加金切手(四本)
 〇 〇
 八七 天保 四年 二月 免割後人足覚帳
 八八 安政 三年 二月 人足取調帳
 八九 安政 二年 二月 新大勘定帳
 九〇 〃 〃 〃 古大勘定帳
 九一 〃 〃 〃 割大勘定帳

〇 〇
 九二 文化 二年 正月 小歩并御細状書留帳
 九三 天保 八年 正月 人足并御用状書留帳
 九四 天保 一年 三月 人足并御細状書留帳
 九五 天保 二年 正月 丑年人足并御細状書留帳
 九六 天保 四年 三月 人足并御細状書留帳
 九七 天保 五年 正月 人足并御用状書留帳
 九八 嘉永 四年 三月 〃
 九九 元治 元年 三月 人足并御用帳留帳
 一〇〇 元治 二年 正月 〃
 一〇一 天保 五年 二月 御年貢米納所帳

〇 〇 〇
 一〇二 慶応 元年 〇月 御年貢米納所記帳
 一〇三 嘉永 五年 二月 年貢米納所帳
 一〇四 〃 〃 〃 御膳取納所帳
 一〇五 安政 六年 二月 御年貢納所帳
 一〇六 元治 元年 二月 御膳取納所(向方納所帳)
 一〇七 慶応 元年 二月 〃
 〇 〇
 一〇八 慶応 元年 二月 村入用五廉取立帳
 一〇九 〃 〃 〃 村方小取替附出帳
 一一〇 〃 〃 〃 取替貸付金・利歩書出覚帳
 一一一 慶応 三年 二月 貯穀貸渡年賦詰算申渡証文
 〇 〇
 一一二 天保 〇年 二月 地下附出帳
 一一三 天保 一年 二月 〃
 一一四 天保 五年 二月 米方附出帳
 一一五 嘉永 五年 二月 〃
 一一六 慶応 元年 二月 米方附出役米取立割賦帳
 一一七 〃 〃 〃 組合御細米辻(〇)
 〇 〇
 一一八 嘉永 六年 二月 小作米請取覚帳
 一一九 慶応 元年 二月 小作料取入帳
 一二〇 安政 五年 正月 金銀差引帳
 一二一 各田戻之通帳
 一二二 文久 三年 二月 羊左藩門田米代金護渡証文

(産業關係)

一三三 卯年二月 畑方起代 借金返上延期願
 一三四 巳年二月 質屋栗七つき松投所申渡
 一三五 未詳 三月 友松頼代金受取証文
 一三六 " " 買金渡入別書立
 〇
 一三七 文久 二年 九月 善藏酒造株讓渡証文
 一三八 元治 元年 六月 酒造株一件願(下書)
 〇
 一三九 天明 八年 正月 渡世仙藏業作手形
 〇
 一四〇 天明 九年 正月 借入金一件札
 一四一 文政 二年 癸月 金子借付証文(利藏)
 一四二 文政 二年 二月 借入金一件札
 一四三 文政 九年 二月 " (長左衛門)
 一四四 文政 二年 二月 " (其六)
 一四五 天保 三年 七月 (和吉)
 一四六 天保 三年 三月 " (重右衛門)
 一四七 天保 四年 三月 " (若*者)
 一四八 天保 六年 二月 " (各務村平兵衛)
 一四九 天保 七年 二月 " (善助)
 一五〇 天保 〇年 二月 " (利右衛門)
 一五一 天保 二年 二月 " (桂雲寺)
 一五二 天保 二年 二月 " (桂雲寺)
 一五三 天保 二年 二月 " (桂雲寺)
 一五四 天保 二年 四月 " (文右衛門)

一四六 天保 五年 二月 金子借付証文(清右衛門)
 一四七 弘化 二年 七月 " (飛島村役人)
 一四八 " " " (桂雲寺)
 一四九 " " " (庄屋丈右衛門)
 一五〇 " " " (須衛村清右衛門)
 一五一 弘化 三年 二月 " (平三右衛門)
 一五二 " " " (善兵衛)
 一五三 " " " (須兵衛)
 一五四 弘化 四年 三月 " (須衛村清右衛門)
 一五五 " " " (飛島村庄屋)
 一五六 弘化 五年 二月 " (古市場村文右衛門)
 一五七 嘉永 元年 七月 頼昌子講金借付証文(飛島村庄屋)
 一五八 嘉永 元年 七月 金子借付証文(各務村佐兵衛)
 一五九 嘉永 五年 三月 " (林右衛門)
 一六〇 嘉永 六年 三月 " (鶴藏)
 一六一 安政 二年 正月 " (伊藏)
 一六二 安政 二年 正月 " (利兵衛)
 一六三 安政 三年 正月 " (清右衛門)
 一六四 安政 四年 二月 " (利兵衛)
 一六五 文久 二年 二月 " (丈右衛門)
 一六六 文久 三年 三月 " (渡辺龍頭)
 一六七 元治 元年 六月 " (丈右衛門)
 一六八 元治 元年 六月 " (代藏)

一七二 子年 三月 講金借付証文
 一七三 丑年 八月 岩瀨村善右衛門借金証文
 一七四 " " 岩瀨村おくの借金証文
 一七五 " " 借入金受取登(鶴沼村祐右衛門)
 一七六 " " 岩瀨村紋丘借金証文
 〇
 一七七 延宝 八年 二月 田地売渡証文(六藏)
 一七八 天和 元年 二月 田地売渡証文(〃)
 一七九 天和 二年 二月 畑先渡証文(九郎兵衛)
 一八〇 天和 三年 三月 手形売渡証文(小兵衛)
 一八一 天和 四年 " 田地売渡証文(小助)
 一八二 天和 五年 二月 田地売渡証文(久左衛門)
 一八三 享保 元年 二月 田地売渡証文(源三郎)
 一八四 享保 二年 二月 田地売渡証文(儀右衛門)
 一八五 " " " (儀右衛門)
 一八六 元禄 六年 二月 田地売渡証文(守八郎)
 一八七 元禄 八年 二月 " (儀右衛門)
 一八八 元禄 九年 二月 畑先渡証文(助右衛門)
 一八九 元禄 九年 二月 " (弥五右衛門)
 一九〇 元禄 二年 二月 蔵・屋敷売渡証文
 一九一 元禄 四年 二月 畑先渡証文(親右衛門)
 一九二 宝永 元年 極月 " (〃)
 一九三 宝永 三年 九月 惣八屋敷替証文
 一九四 宝永 五年 正月 惣八田地替証文
 一九五 宝永 五年 九月 畑先渡証文(五右衛門)

一九七 享保 二年 三月 田地売渡証文(善左衛門)
 一九八 享保 三年 二月 " (〃)
 一九九 享保 六年 二月 田地売渡証文(貞七)
 二〇〇 享保 八年 二月 " (又右衛門)
 二〇一 享保 〇年 二月 畑先渡証文(守八郎)
 二〇二 享保 一年 二月 " (市之右衛門)
 二〇三 " " " (〃)
 二〇四 " " " (〃)
 二〇五 享保 四年 二月 畑先渡証文(長八郎)
 二〇六 享保 五年 三月 畑先渡証文(文右衛門)
 二〇七 " " " (儀左衛門)
 二〇八 享保 六年 二月 田地売渡証文(伊助)
 二〇九 享保 七年 三月 畑先渡証文(武右衛門)
 二一〇 享保 七年 三月 田地売渡証文(長兵衛)
 二一一 享保 八年 三月 田地売渡証文(儀右衛門)
 二一二 享保 八年 三月 田地売渡証文(伝吉)
 二一三 享保 九年 二月 勘六畑先渡証文
 二一四 " " " 屋敷売渡証文(鶴八)
 二一五 " " " 田地売渡証文(桂雲寺)
 二一六 享保 九年 三月 金蔵・家屋敷売渡証文
 二一七 享保 二年 正月 田地売渡証文(身八)
 二一八 元文 二年 四月 田地手形売渡証文(長十郎)
 二一九 元文 二年 四月 田地手形売渡証文(宗殊)
 二二〇 元文 三年 正月 畑先渡証文(宗殊)
 二二一 " " " (三郎兵衛)
 二二二 元文 三年 正月 井領米売渡証文(〃)

三三七 文政 六年 正月 山林先渡証文(榮藏)

三三八 " " 三月 (藤藏)

三三九 天保 二年 二月 手形先渡証文(萬藏)

三三〇 天保 五年 二月 田地先渡証文(平吉)

三三一 天保 六年 三月 山手形先渡証文(仙右衛門)

三三二 天保 〇年 三月 (政右衛門)

三三三 天保 〇年 一月 土藏先渡証文

三三四 弘化 二年 五月 畑先渡証文(平四郎)

三三五 嘉永 二年 正月 山林先渡証文(大助)

三三六 嘉永 七年 六月 山先渡証文(伝藏)

三三七 安政 二年 二月 屋敷・住家等先渡証文

三三八 文久 三年 二月 畑先渡証文(奥右衛門)

三三九 文久 四年 二月 田地實証証文

三四〇 元治 二年 正月 松元先渡証文

(交通關係)

三四一 安政 四年 正月 西国巡拜往來手形

三四二 安政 五年 四月 大和巡拜往來手形

三四三 文久 元年 〇月 和宮權御下向・付人足人馬割覚帳

三四四 " " 和宮權御下向助郷覺帳

三四五 " " 助郷一件宿付御用留

三四六 慶応 元年閏五月 当分重井宿助郷一件帳

三四七 " " 二月 廿年重井宿加助郷入用割賦帳

三四八 " " 加納宿・酒宿助郷一件覚

三四九 自慶応三年二月 加納宿助郷諸入用割付帳

三五〇 慶応 二年 正月 助郷一宿勤願

三五一 四年二〇月 和宮下向・付助郷中付御触

三五二 慶応 元年 正月 岩田・石田運賃帳

三五三 天保 〇年 二月 御粃米駄賃日記

三五四 嘉永 五年 二月 年貢粃米駄賃帳

三五五 " " 二月 駄賃小歩取替調帳

三五六 安政 三年 一月 辰年粃米駄賃調帳

三五七 慶応 元年 〇月 廿年御粃米駄賃日記帳

(土木・水利關係)

三五八 寛政 六年 八月 用水出入内・済口上覚

三五九 " " 用水出入・付口上之覚

三六〇 年月 未詳 新池築立・付取極証文(下書)

(社会關係)

三六一 文化 三年 正月 御普請諸色取請取帳

三六二 文政 三年 正月 新屋普請日記帳

三六三 文政 〇年 正月 諸役感寄帳

三六四 天保 三年 七月 おくへさし普請入用帳

三六五 天保 二年 二月 しんきょ・船立

三六六 " " 八月 十蔵普請諸入用帳

三六七 天保 三年 八月 本家表さき普請入用帳

三六八 天保 五年 一月 遺言帳

三六九 安政 五年 正月 香賣帳

三七〇 安政 六年 二月 組廻聖人六百四御遠忌諸入用覚

三七二 文久 三年 九月 婚禮諸型儀帳

三七三 元治 元年 八月 八幡宮祭列一件・付伊吹村・古市

三七四 " " 場村取替約定書

三七五 自延享八年八月 八幡宮入組一件帳

三七六 慶応 元年 五月 古市村喜助・伊吹村善藏・伊吹村

三七七 " " 左十郎一件帳

三七八 安政 二年 三月 新規元職取立出入内済証文

三七九 " " 九月 田方檢見役人へ心得連申上り・付

三四〇 " " 詮証一札

三四一 嘉永 六年 正月 当座帳

三四二 安政 〇年 " " "

三四三 安政 三年 正月 " " "

三四四 安政 五年 正月 " " "

三四五 安政 七年 正月 " " "

三四六 文久 二年 正月 " " "

三四七 元治 元年 正月 " " "

三四八 元治 二年 正月 " " "

三四九 慶応 元年 正月 " " "

三九〇 慶応 二年 正月 " " "

三九一 年月 未詳 " " "

〇 " " "

三五一 四年二〇月 和宮下向・付助郷中付御触

三五二 慶応 元年 正月 岩田・石田運賃帳

三五三 天保 〇年 二月 御粃米駄賃日記

三五四 嘉永 五年 二月 年貢粃米駄賃帳

三五五 " " 二月 駄賃小歩取替調帳

三五六 安政 三年 一月 辰年粃米駄賃調帳

三五七 慶応 元年 〇月 廿年御粃米駄賃日記帳

(土木・水利關係)

三五八 寛政 六年 八月 用水出入内・済口上覚

三五九 " " 用水出入・付口上之覚

三六〇 年月 未詳 新池築立・付取極証文(下書)

(社会關係)

三六一 文化 三年 正月 御普請諸色取請取帳

三六二 文政 三年 正月 新屋普請日記帳

三六三 文政 〇年 正月 諸役感寄帳

三六四 天保 三年 七月 おくへさし普請入用帳

三六五 天保 二年 二月 しんきょ・船立

三六六 " " 八月 十蔵普請諸入用帳

三六七 天保 三年 八月 本家表さき普請入用帳

三六八 天保 五年 一月 遺言帳

三六九 安政 五年 正月 香賣帳

三七〇 安政 六年 二月 組廻聖人六百四御遠忌諸入用覚

三九一 文政 七年 正月 講仕法等用字

三九二 天保 二年 〇月 三拾人講入別帳

三九三 天保 二年 二月 講金受取証文

三九四 " " 三月 頼母子講金借用証文

三九五 " " 九月 講金受取証文

三九六 " " 九月 講金請取証文

三九七 天保 三年 三月 講金受取証文

三九八 " " 九月 講金借用証文

三九九 天保 四年 〇月 講金受取証文

四〇〇 天保 四年 〇月 " " "

四〇一 天保 五年 一月 " " "

四〇二 弘化 二年 九月 講金借用証文

四〇三 弘化 二年 九月 講金受取証文

四〇四 " " 二月 " " "

四〇五 弘化 三年 六月 " " "

四〇六 弘化 三年 六月 " " "

四〇七 弘化 四年 三月 大浦村伝右衛門講金受取手形

四〇八 " " 四月 講金受取証文

四〇九 " " 二月 " " "

四一〇 弘化 四年 三月 講金借用証文

四一一 " " 二月 " " "

四一二 嘉永 三年 四月 講金借用証文

四一三 嘉永 三年 四月 拾一年講証文手形

四一四 " " 二月 " " "

四一五 " " 二月 " " "

四一六 " " 二月 " " "

四七 嘉永 四年二月 講金取証文
 四八 嘉永 五年七月 大講金割戻帳
 四一九 嘉永 七年一月 講金借入付差入一札
 四二〇 嘉永 七年二月 講金借入付差入一札
 四二一 安政 二年三月 古大講金借用証文
 四二二 安政 二年三月 古大講金借用証文
 四二三 安政 二年三月 講金渡不足差額勘定電帳
 四二四 安政 二年三月 古大講札帳
 四二五 安政 二年三月 古大講札帳
 四二六 安政 二年三月 古大講札帳
 四二七 安政 二年三月 古大講札帳
 四二八 安政 二年三月 古大講札帳
 四二九 安政 二年三月 古大講札帳
 四三〇 安政 二年三月 古大講札帳
 四三一 安政 二年三月 古大講札帳
 四三二 安政 二年三月 古大講札帳
 四三三 安政 二年三月 古大講札帳
 四三四 安政 二年三月 古大講札帳
 四三五 安政 二年三月 古大講札帳
 四三六 安政 二年三月 古大講札帳

(文化關係)

四三七 明和 二年 正月 虛無僧本則并探書券
 四三八 天保 二年 三月 甲州巨摩郡乙黑明暗寺普化宗門取
 四三九 天保 二年 三月 証文(伊吹村宛)
 四四〇 天保 二年 三月 虛無僧品々書上帳

四六二 元治 元年 六月 袖鏡
 四六三 元治 元年 八月 八幡一々芝居一件
 四六四 元治 元年 九月 道中日記
 四六五 明治 七年二月 地租御改正ニ附出畑屋敷地佃取調
 四六六 明治 七年二月 帳
 四六七 明治 七年二月 地券稅納入費請取簿
 四六八 明治 七年二月 券稅請取簿
 四六九 明治 七年二月 大日本帝政府地券所有名簿
 四七〇 明治 七年二月 地稅上納控米索引簿
 四七一 明治 七年二月 地券稅納通
 四七二 明治 七年二月 稅金民費并定式米郡面不名簿
 四七三 明治 七年二月 地券御下渡地佃取調名簿(伊飛島村控)
 四七四 明治 七年二月 地租稅上納通
 四七五 明治 七年二月 地券稅納通
 四七六 明治 七年二月 伝三郎)
 四七七 明治 七年二月 地券稅納通(和合村地内)
 四七八 明治 七年二月 地租稅納通(三植野村地内)
 四七九 明治 七年二月 地租稅納通(三植野地内)
 四八〇 明治 七年二月 地券稅納通(小林文成)
 四八一 明治 七年二月 地券稅納通(小林文成)
 四八二 明治 七年二月 地券稅納通(小林文成)

四四〇 天保 五年 三月 虛無僧一件付諸人用附出帳
 四四一 天保 五年 三月 普化僧一件入用附留帳
 四四二 弘化 三年 二月 中島郡一色村浄土真宗正源寺補鐘
 四四三 文化 三年 七月 陽徳寺半鐘鑄替覽
 四四四 文久 四年 初春 鐘鑄供養事控帳
 四四五 文久 四年 三月 鐘鑄通用私覽帳
 四四六 元治 元年 鐘鑄寄金并札受取帳
 四四七 元治 元年 鐘鑄奉加帳
 四四八 元治 元年 鐘鑄奉加帳
 四四九 弘化 四年 八月 正福寺什物帳
 四五〇 安政 四年 八月 寺院書上帳(下書)
 四五一 文久 元年 極月 桂雲寺田畑年貢藏納控帳
 四五二 文久 元年 正月 山田寺由緒并一本尊修復之區寫)
 四五三 文久 元年 正月 御遠忌ニ付役割控
 四五四 寶政 四年 仲秋 童訓小讀大全(上、下)
 四五五 天保 五年 二月 池坊専明四番狀
 四五六 天保 六年 四月 中山大納言各職記
 四五七 天保 九年 四月 御巡見袖鏡
 四五八 弘化 三年 正月 善邊御明細記寄帳
 四五九 嘉永 三年 正月 手習御手本
 四六〇 文久 元年 二月 手習御手本
 四六一 文久 元年 二月 手習御手本

四八三 明治 二年 地券稅納通(伊飛島村小林源藏)
 四八四 明治 三年 八月 地券稅納通
 四八五 明治 四年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四八六 明治 四年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四八七 明治 四年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四八八 明治 四年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四八九 明治 四年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九〇 明治 六年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九一 明治 六年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九二 明治 七年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九三 明治 七年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九四 明治 七年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九五 明治 七年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九六 明治 七年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九七 明治 七年 八月 地券稅納通(小林文成)
 四九八 大正 九年度 地租割表
 四九九 昭和 四年度 地租割表
 五〇〇 年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇二九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇三九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇四九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇五九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇六九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇七九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇八九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九一年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九二年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九三年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九四年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九五年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九六年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九七年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九八年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇九九年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米
 五〇一〇〇年 未詳 三月 田畑・屋敷等租取調米

五〇六	付・明治七年二月 戊寅米請取通	五二五	明治三年 二月	橋梁修繕予備金
五〇七	付・明治七年二月 小作米請取通	五二六	三月	諸役簿并一帯概受渡目録帳
五〇八	付・明治七年二月 小作米請取通	五二七	四月	明治三十四年度伊吹區歲出入決算報告書
五〇九	明治八年二月 田方西庄控小作米諸付費決算通不足取調帳	五二八	自明治三年至明治五年	區長當選通知書類、書記事務手当金通知
五一〇	明治九年二月 戊申年貢小作米取納并賦日記帳	五三〇	明治三四年 四月	事務日記録・伊吹區長 小林藩
五一〇	明治九年二月 戊申年貢小作米取立人名日記附	五三一	八月	金錢收入支配細目日記
五一二	明治〇年 七月 田畑山林野藪花地字番号地細地租	五三二	九月	伊吹區民能共會決議錄
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三三	自明治三年至明治五年四月	明治三十四年度歲出入決算簿(正本)
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三四	自明治三年至明治五年四月	區費任私受取証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三五	明治三四年 度	區費任私受取証綴(副本)
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三六	自明治四年至明治六年	區費任私受取証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三七	自明治四年至明治六年	別委任私金・對スル受領証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三八	自明治六年至明治九年	領取証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五三九	明治三五年 九月	縣會議員補欠選舉選舉人名表
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五四〇	自明治三五年至明治六年	領取証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五四一	自明治六年至明治九年	明治三十五年度歲出入決算簿(補葉郡伊吹區・正本)
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五四二	二月	領取証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五四三	明治三五年 度	區費任私受領証綴
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五四四	明治三五年 度	被島興補葉郡歲出入決算書
五一一	明治二年二月 小作人取調簿亮實讓差引帳	五四五	明治三六年 度	蘇原村々會議員選舉人名簿

(村開係)

五二七	明治七年二月 諸御用・付出帳目當簿	五七二	大正七年 四月	事務日記
五二八	明治七年 七月 諸御用	五七三	自天正七年 八月	重要日記
五二九	明治二年 六月 諸御用備寫控	五七四	大正七年 度	伊吹區取支決算書
五二〇	明治七年 七月 引継事務要項	五七五	大正七年 度	八坂神社經常費領取証綴
五二一	明治〇年 四月 受領証綴	五七六	大正八年 度	受領証綴
五二二	〃 〃 金錢出納簿(伊吹區)	五七七	大正八年 度	伊吹區費・義勇會費領取証綴
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五七八	自天正九年 大正九年 四月	領取証綴(副本)
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五七九	自天正九年 大正九年 四月	區長代理者辭職届(付・診断書)
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八〇	〃 〃 〃	區費任私受領証綴
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八一	〃 〃 〃	振替引継目録
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八二	二年 月未詳	伊吹區北山桑地区域之番号理由書・取調書(區会設置)
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八三	〃 〃 〃	振替引継目録
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八四	明治三三年	地川水害予防組合設立反對請願關係書類(控)
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八五	〃 〃 〃	道路溜池修繕委員會多之領取書
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八六	自明治四年 〃 〃	修繕工事等關係書類
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八七	七年 月未詳	改正二道通取調記
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八八	〃 〃 〃	法律書
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五八九	明治三三年 一月	森林開墾願
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五九〇	明治三九年 九月	大曾川流域山地作業之儀(付願)
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五九一	明治四〇年 一月	森林開墾願書綴(付・図面)
五二二	〃 〃 郡制(全)・岐阜日日新聞附録	五九二	明治四二年 一月	開墾地成功届

(勸業關係)

五九三 明治四二年 一月 開墾地成功簿
 五九四 明治四二年 賞状(大豆三等)
 五九五 大正 元年 二月 (一〇四等)

(家業関係)

五九六 明治 三年 一〇月 拜借証文
 五九七 " 二月 借用金子之事
 五九八 明治 八年 一月 借用金子証書
 五九九 明治 九年 一月 借用金証券
 六〇〇 " 二月 " "
 六〇一 " " (他二通)
 六〇二 明治 二年 五月 借用証券
 六〇三 明治 一年 四月 借用金証(借用金)
 六〇四 " 積算勘定書(下書)
 六〇五 自明治 二年 四月 勘定書
 六〇六 " 貸附金取調表
 六〇七 " 記(借用金・下書)
 六〇八 " 勘定書
 六〇九 " 八月 受取証
 六一〇 " 九月 借用金証券
 六一一 " 一月 借用金証書
 六一二 明治 二年 一月 勘定表・金銀索引名簿
 六一三 明治 二年 一月 記(借用金)
 六一四 明治 三年 十二月 記(借用金)
 六一五 明治 四年 一月 借用金証券
 六一六 " 正月 借用金証券

六二七 明治 四年 七月 借用証
 六二八 " " 差引残り分(借用金)
 六二九 " " 古証文改取調(改明治十四巳年
 月古証券調)
 六三〇 自明治 四年 勘定書
 六三一 明治 五年 四月 借用金証券
 六三二 明治 六年 八月 借用証券
 六三三 明治 七年 一月 地所書入借用金証券
 六三四 明治 八年 二月 株券書入借用証券
 六三五 明治 七年 二月 記(借用金)
 六三六 明治 七年 六月 記(借用金)
 六三七 明治 七年 九月 地所書入借用金証券
 六三八 明治 八年 二月 借用証券
 六三九 明治 八年 二月 借用金証券
 (付)
 六四〇 三月 借用金証券
 六四一 四月 借用証券
 六四二 五月 " "
 六四三 七月 借用金証券
 六四四 八月 借用金証券
 六四五 一〇月 金子借用証券
 六四六 明治 八年 二月 証(借用金)
 六四七 " 一〇月 金子借用証券
 六四八 " 三月 借用金証券
 六四九 " 三月 借用証券
 六五〇 " 三月 借用金証券
 六五一 " 三月 借用証券
 六五二 " 三月 借用証券
 六五三 " 三月 借用証券
 六五四 " 三月 借用証券
 六五五 " 三月 借用証券
 六五六 " 三月 借用証券
 六五七 " 三月 借用証券
 六五八 " 三月 借用証券
 六五九 " 三月 借用証券
 六六〇 " 三月 借用証券
 六六一 明治 六年 四月 借用証券
 六六二 明治 六年 八月 借用金証券
 六六三 明治 六年 九月 地所入借用金証書

六四〇 明治 九年 二月 追加抵当証書
 六四一 " " 借用証(付六通)
 六四二 " 五月 記(借用金・付三通)
 六四三 " 九月 借用金証
 六四四 " 一〇月 金子借用証
 六四五 明治 二年 四月 約定証(借用金・下書)
 六四六 明治 二年 二月 記(借用金)
 六四七 " " 借用証券
 六四八 " 四月 約定証(借用金)
 六四九 " " 記(借用金)
 六五〇 " 五月 借用金一件
 六五一 " 九月 証(借用金)
 六五二 " 一〇月 地所書入借用金証書・抵当地明許

六五三 " 二月 日延御願
 六五四 " 一月 金子借用証
 六五五 明治 三年 一月 金子借用証
 六五六 " " 記(借用金おぼろ)
 六五七 " 金子借用証(写)
 六五八 明治 三年 一月 記(借用金)
 六五九 " 四月 借用証
 六六〇 " 五月 借用証券延期証
 六六一 (明治 三年 八月 (写)
 六六二 明治 三年 五月 命令書(貸金請求の件)
 六六三 明治 三年 五月 要件日記(借用金関係)
 六六四 明治 二年 八月 漱口証(写)

六六五 " " 証書(借用金)
 六六六 " 二月 証 " "
 六六七 " " 地所書入借用金証券
 六六八 " " 金員借用証券
 六六九 " " 約定証書
 六七〇 " " 約定証書
 六七一 明治 三年 七月 借用金証券
 六七二 " " 証(借用金)
 六七三 " " 証(借用金)
 六七四 " " 約定証書(借用金一件)
 六七五 " " 差入証
 六七六 " " 証(写)
 六七七 " 九月 証(借用金)
 六七八 自明治 三年 証(受取綴)
 六七九 明治 四年 三月 記(借用金)
 六八〇 " 七月 特約証書(借用金)
 六八一 " 七月 記(借用金)
 六八二 " " 約定書(借用金一件)
 六八三 " 八月 記(借用金)
 六八四 " 一〇月 借用金証券
 六八五 明治 五年 一月 記(借用金)
 六八六 " 六月 " "
 六八七 明治 六年 四月 " "
 六八八 明治 六年 六月 借用金証券
 六八九 明治 六年 八月 借用金証券
 六九〇 " 九月 地所入借用金証書

七九四	明治二十四年	四月	地所先渡証券	八八八	大正一二年	七月	郵便局ヨリ領取証書類
七九五	"	五月	御願(財産管理者の件)	八八〇	"	九月	立本売買公正証書正本
七九六	明治二十七年二月		地所先渡証券	八二一	"	"	戸籍謄本
七九七	明治二十八年二月		"	八二二	"	二月	委任状(所有権移転登記)
七九八	明治三十一年三月		諸器具買取代金控帳	八三二	"	二月	配当要求申立書
七九九	自前(三十一年)三月		添家改築工事書類入	八三三	大正一二年	一月	通知書
八〇〇	明治三二年三月		金銭出納簿	八三四	"	"	不動産競売期日通知書
八〇一	明治三三年五月		戸籍謄本	八三五	"	"	不動産競売手続開始決定
八〇二	明治三五年三月		地所先渡取証	八三六	"	二月	不動産競売期日通知書
八〇三	明治三六年六月		伐木架刈作業の件(岐阜県指令)	八三七	"	三月	不動産売買取下手続
八〇四	明治三六年一月		新倉移転(付職人・日雇記(控)	八三八	"	四月	支払命令
八〇五	明治三七年旧八月		新倉移転(付入費積算記)	八三九	"	"	"
八〇六	明治四〇年九月		家屋建築半面図案入	八四〇	昭和二年	三月	土地先渡契約証書
八〇七	"		土地契約書(銅路尾足寄・付一通)	八四一	"	四月	名義人表示変更登記申請書
八〇八	大正四年二月		土地登記の件につき書状	八四二	"	"	"
八〇九	大正五年九月		戸籍抄本	八四三	"	"	"
八一〇	大正七年		土地基礎名義訂正願・証明願	八四四	"	"	"
八一〇	大正八年四月		契約証	八四二	大正一三年	"	委任状(登記申請)
八一一	大正一〇年六月		登記申請書	八四三	大正一四年一月	"	保証書(不動産登記)
八一二	"		土地表示名義人変更申請書	八三七	"	"	抵当権一部解除証書
八一三	"		戸籍抄本	八三九	"	二月	通知書(小作問題交渉に因りて)
八一四	"		土地表示名義人変更申請書	八三八	"	"	土地台帳謄本(附願(雛形)
八一五	"	二月	保証書(登記義務者ノ人違ヒナキコト)	八三九	"	"	土地先渡契約証書
八一六	"	"	代理委任状	八四〇	昭和二年	三月	名義人表示変更登記申請書
八一七	大正二年五月		保証書(登記義務者一人違ヒナキコト)	八四二	"	四月	名義人表示変更登記申請書

八四三	"		委任状(所有権移転登記)	八六七	大正一五年一月	書状
八四四	"		不動産関係書類	八六八	大正一五年未詳二月	"
八四四	未詳四月		委任状	八六九	未詳八月	"
八四七	未詳		申請書(不動産関係)	八七〇	未詳	"
八四八	"		地所先渡証券(雛形)	八七二	"	"
八四八	"		西手石垣甲板掘詰証書付入	八七二	"	"
八四九	"		物品賃貸借契約公正証書謄本			
八五〇	"		金銭出納簿			
八五一	未詳	明治期	出納帳			
八五二	明治六年		御挨拶請ノ控大野五平方江縁組詳	八七三	昭和二年九月	大野崎司関係書類
八五三	明治二年	二月	改名御願	八七五	明治一〇年六月	支払命令書
八五四	明治三年	四月	美よ病氣見舞書	八七六	明治二年	裁判官證書
八五五	"	五月	美よ葬式・付香料受納帳	八七七	明治三年	呼出状(一件書類)
八五六	"	"	"	八七八	明治三年	呼出状(岐阜治安裁判所)
八五七	明治二年	四月	御願(家名ヲ廢(舊籍の件)	八七九	八月	和合村永田長右衛門一件書類入
八五七	明治三年	五月	野原空童子葬式香料簿	八八〇	"	白木庵二郎関係書類
八五八	"	"	餘名文蔵・野原葬式関係書類	八八一	"	"
八六〇	大正二年	四月	商家再興届	八八二	明治一八年八月	教導團入隊関係書類
八六一	大正九年	〇月	小林深病氣見舞書	八八三	明治一七年一月	任降軍步兵一等軍曹(小林憲)
八六二	"	一月	国勢調査申告書	八八四	明治一八年	征清紀念章連星(一)
八六三	"	一月	小林憲死去香費請付名簿	八八五	"	引継書
八六四	大正一〇年	九月	小林敏郎死去香費取	八八六	明治一九年	戦功褒賞金(小林憲)
八六五	大正二年	一月	書簡(浅沼銀行加納支店より)	八八七	"	戦功褒賞金(一)
八六六	大正一四年	一月	郵便はがき(小林一郎宛)	八八八	"	給付金請求書

(社会関係)

八八九 明治二年 六月 一時金下渡通知(戦役ノ功ニヨリ)

八九〇 〃 〃 〃 〃 給助金(東隊)

八九一 〃 〃 〃 〃 〃 受領証(給助金)

八九二 明治三年 二月 戦勝紀念簿(関係)(領収書・仕立証書等)

八九三 明治三年 九月 恤兵寄附金申出書

八九四 〃 〃 〃 〃 〃 恤兵関係書類

八九五 明治三年 一月 式辞(戦勝紀念簿)

八九六 明治三年 一月 恤兵金寄附

八九七 明治 征清紀念簿(御文下書カ)

八九八 明治三年 二月 宣戰大詔

八九九 〃 〃 〃 〃 〃 日露戦後恤兵費取納簿(正本)

九〇〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 國民兵召集令通達書

九〇一 明治三年 三月 軍資金献納(謝状)

九〇二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 命第一(四号)臨時民兵歩兵第一大隊)

九〇三 〃 〃 〃 〃 〃 〃 分任事務引継目録(陸軍)

九〇四 明治三年 八月 戦功褒賞金

九〇五 〃 〃 〃 〃 〃 〃 義勇隊隊建設隊金(小林藩)

九〇六 明治四年 〇月 訓示(陸軍大臣寺内正毅)

九〇七 〃 〃 〃 〃 〃 〃 戊申証書

九〇八 明治四年 六月 兵役免除

九〇九 〃 〃 〃 〃 〃 〃 履歴書(小林藩)

九一〇 明治 受領者心得

九一一 大正一五年 三月 寄付金謝状(在薨軍人会より小林一郎)

九二 年月未詳(明治期 履歴書(小林藩)

九三 年月未詳 二十六日間養休職免許証

九四 明治二年 〇月 岐阜県下渡災状救済書類

九五 明治二年 九月 岐阜縣水害地略図

九六 明治三年 八月 海嘯罹災者救恤

(文化関係)

九七 明治一年 八月 小学日本地誌略(巻之二)

九八 明治九年 一月 大日本明細道中全圖

九九 自明治二年 四月 見聞記事

一〇〇 明治七年 七月 歌学作法指南(川上文彦)

一〇一 明治三〇年 立春 美濃・尾張・伊勢三国地理変革略図(関谷清景(山田徳次郎等)

一〇二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 稲葉郡教育会通常委員之証

一〇三 明治三八年 〇月 御面(学務委員辭職・小林藩)

一〇四 昭和二〇年 三月 褒状(飯原尋常高等小学校)

(社寺関係)

九五 明治三年 八月 業師堂再建決算書類

九六 〃 〃 〃 〃 〃 〃 関係書類

(付) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 金品有志帳)

(〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 諸件品)

九二七 〃 〃 〃 〃 〃 〃 石薬師如來堂宇再建上様式(付有志品簿)

九二八 明治三年 四月 業師堂再建ニ付支払決算書(除本)

九二九 明治三年 一月 世話係依頼書(仏教各宗教会)

九三〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 御料地及立木下付關係書類(八坂神社)

九三一 明治三年 六月 地方用係依頼(日本大宮現会本部)

九三二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 委嘱書(伊勢宮欣参会・小林藩)

九三三 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八坂神社地名廣認証正書類

九三四 大正七年 二月 差入証(八坂神社基本金)

九三五 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八坂神社幣殿造営臨時費領収証

九三六 〃 〃 〃 〃 〃 〃 神社費取支決算書

九三七 〃 〃 〃 〃 〃 〃 取納簿

九三八 大正七・八年度 八坂神社関係書類

九三九 大正八年 三月 連帯寄附物品積算書類取書

九四〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 幣殿竣工・村社加列・鳥居造営奉告祭費領収証

九四一 〃 〃 〃 〃 〃 〃 告祭費領収証

九四二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 徴集原簿

九四三 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八坂神社幣殿造営臨時費領収証

九四四 〃 〃 〃 〃 〃 〃 神社費取支決算書(副本)

九四五 大正九年 三月 八坂神社通常費領収証

九四六 〃 〃 〃 〃 〃 〃 感謝状(八坂神社)

九四七 〃 〃 〃 〃 〃 〃 原野買入ノ件(八坂神社基本財産)

九四八 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八坂神社村社加列・幣殿造営・鳥居建替奉告祭費決算書(副本)

九四九 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八坂神社重要書類

九五〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八坂神社「関」ノ諸事(控)

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 仮証(法蔵寺本堂再建有元金領収)

(戦後編年のまま)

九五 昭和二年 三月 売渡証書

九五二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 自作農創設特別措置法第一六条第一九条による登記証

(各務原市文書史料目録)三号に二十一号所収した。その後大量に発見されたので、三号所収の文書も含め分類・整理した。

七 坂井峯氏所藏文書(追加分)

(各務原市蘇原古市場町)

(編年の上)

- 一 享保 四年二月 小林助之進事因富左近灯明料寄進状
- 二年 未詳 八月 吉田家々司年貢請求書状
- 三 寛政七年十一月 坂井宗等清政次第許状(吉田家)
- 四 天保十二年二月 坂井宗信六根清浄大藏許状(吉田家)
- 五年 未詳 詳丑二月 野尻依頼の覚
- 六年 未詳 丑三月 神職改名許状
- 七年 未詳 八幡宮初尾米旧復し願
- 八 明治十二年 四月 教源職許令

(各務原市文書史料目録 三号の追加分)

八 永田長年氏所藏文書(追加分)

(各務原市蘇原坂井町)

(支配関係)

- 一 明和 七年五月 御高札の趣請書一札
- 二 文化 三年二月 米廻下直に付高札趣言
- 三 天保 四年九月 御触書写(坂井村)
- 四 天保 一年三月 公儀御法度之条々
- 五 天保 三年四月 御触書請印帳(茶屋女隠形之儀)
- 六 天保 一年一月 御触書借利足之儀(請印帳)
- 七 天保 四年三月 御料所御改革申渡請印帳
- 八 万延 四年閏三月 人相書改印せし趣
- 九 享保 二年二月 柴田富之丞品々被仰渡書写
- 一〇 巳年 四月 助郷免除額に付触書
- 一一 〇月 金銀引替通達
- 一二 御料所国々代官所出願禁止触
- 一三 申年 正月 根返等之損木有之者早々可被届事
- 一四 酉年 五月 辻六郎左衛門御触控(各務郡)
- 一五 巳年 六月 笠松郡代役所御触
- 一六 六年 未詳 二月 瀬小右衛門申渡言
- 一七 御林立木見分連絡
- 一八 柴田富之丞触書控
- 一九 酒肴何にても振舞申間敷事(案文別段申渡)
- 二〇 年 月 未詳

(土地関係)

- 一一 延享 二年 五月 新開畑地石高寛
- 一二 天明 二年 四月 畑地石高書上
- 一三 文化 二年二月 田畑起渡書上(案文)
- 一四 文化 二年 七月 檢地田畑一筆限小前帳
- 一五 文政 七年 八月 檢地図(下書)各務郡
- 一六 文政 九年 三月 坂井村持高改人別登帳
- 一七 天保 三年二月 出作高井任切帳
- 一八 慶応 四年 六月 昨卯年郷帳(東門村)

(貢租関係)

- 一九 延宝 六年 三月 年貢米請取寛
- 二〇 天和 三年 四月
- 二一 元禄 九年 正月 御歲前入用金請取寛
- 二二 元禄 二年 三月 端米請取寛
- 二三 元禄 二年 一月 請取金子之事
- 二四 元禄 六年 二月 年貢米加免寛
- 二五 宝永 二年 三月 端米請取寛
- 二六 免状
- 二七 享保 三年 二月 遠所金請取寛
- 二八 享保 四年 八月 年貢欠米代納入用金請取寛
- 二九 享保 一年 五月 小役別賦金受取寛
- 三〇 享保 一年 九月 年貢請入用金請取寛
- 三一 享保 二〇年 六月 小役別賦金請取寛

(支配関係)

- 四四 元文 元年 八月 年貢諸人用金請取寛
- 四五 元文 三年 二月
- 四六 〇月
- 四七 〇月
- 四八 〇月
- 四九 〇月
- 五〇 〇月
- 五一 〇月
- 五二 〇月
- 五三 〇月
- 五四 元文 六年 八月 年貢納入用金受取寛
- 五五 元文 二年 二月 御用村任立寛
- 五六 寛保 元年 二月
- 五七 寛保 二年 七月 年貢米勘定普濟寛
- 五八 延享 二年 四月 年貢賦額願
- 五九 延享 三年 三月 遠所金請取寛
- 六〇 延享 四年 正月 各務郡御料所々々年貢賦額要求御請取津出之願
- 六一 宝曆 五年 〇月 山年貢納入年數調返答書
- 六二 宝曆 六年 六月 船積米請取通
- 六三 宝曆 六年 二月 坂井村子年免額帳
- 六四 宝曆 九年 七月 替清目録請印寛
- 六五 明和 七年 九月 積下申御城米事
- 六六 明和 七年 二月 夫食物借金のうち年賦割合金請取寛

七〇	安永 四年 四月	午年實濟目録	九五
七一	天明 五年 一月	遠所金等請取覽	九六
七二	寛政 六年 三月	貯銭受取覽	九七
七三	寛政 九年 三月	人馬船賃割賦金請取覽	九八
七四	寛政一〇年 三月	酉年ヨリ巳年迄九年ノ内御開釋 小前帳	九九
七五	享和四年二月	定式人馬船賃割賦金請取覽	一〇〇
七六	文化 三年 六月	干御節往還申上書	一〇一
七七	文化 三年 八月	坂井村御年貢御附受帳	一〇二
七八	文化 六年 二月	定式金船賃割賦金請取覽	一〇三
七九	文化 二年 正月	調達金預リ証文	一〇四
八〇	天保 四年 正月	辰徳方替無引割渡シ帳	一〇五
八一	嘉永 二年 六月	申御年燭米之覚帳	一〇六
八二	嘉永 三年 二月	年貢御免定額	一〇七
八三	嘉永 七年 正月	冥加金請取覽	一〇八
八四	嘉永 七年 二月	郡中割賦金請取覽	一〇九
八五	文久 元年 八月	東門外売付覚帳	一一〇
八六	慶応 元年 二月	丑畑方引割賦帳	一一一
八七	慶応 四年 三月	辰三月猶人別帳(坂井村)	一一二
八八	慶応 四年 三月	年貢助定仕切	一一三
八九	〃 〃 〃	祝儀出入内済証文	一一四
九〇	〃 〃 〃	廻米納入用金受取覽	一一五
九一	〃 〃 〃	郡中割賦金請取覽	一一六
九二	〃 〃 〃	一月 年貢廻米納入用書付覽	一一七
九三	〃 〃 〃	一年 年貢金請取覽	一一八
九四	〃 〃 〃	二月 年貢納入用金	一一九

一一〇	寅年 四月	各務郡幕府領三か村年貢米納額	一四五
一一一	〃 〃 〃	御城米積合川下報告	一四六
一一二	〃 〃 〃	五月 廻米納入用金請取覽	一四七
一一三	〃 〃 〃	六月 廻米買納代請取覽	一四八
一一四	〃 〃 〃	七月 年貢金相済覽	一四九
一一五	〃 〃 〃	八月 金子納覽	一五〇
一一六	〃 〃 〃	一月 廻米買納代請取覽	一五一
一一七	〃 〃 〃	秋割賦金出金相済覽	一五二
一一八	〃 〃 〃	寅年廻米につき廻状覽	一五三
一一九	〃 〃 〃	國役普請金請取覽	一五四
一二〇	〃 〃 〃	二月 御上納金預り覽	一五五
一二一	〃 〃 〃	小役出金相済覽	一五六
一二二	卯年 七月	年貢割附目録再発行願	一五七
一二三	〃 〃 〃	廻米廻割三番船御付願	一五八
一二四	〃 〃 〃	小役金請取覽	一五九
一二五	〃 〃 〃	一年 年貢米請取覽	一六〇
一二六	〃 〃 〃	米運搬ニ付諸入用勘定覽	一六一
一二七	〃 〃 〃	金子請取覽	一六二
一二八	〃 〃 〃	辰年 三月 端米請取証文	一六三
一二九	〃 〃 〃	七月 春役御普請請取覽	一六四
一三〇	〃 〃 〃	八月 夫食高納金請取覽	一六五
一三一	〃 〃 〃	一月 洪水損に付御膳免除願	一六六
一三二	〃 〃 〃	一月 拵濟目録・御膳免枚数につき延引 一件數免願	一六七
一三三	〃 〃 〃	二月 善請割賦金受取覽	一六八
一三四	〃 〃 〃	辰年貯水請取覽	一六九

一七〇	申年	船不都合につき廻米納入延引願	一九六	亥年	七月	定式船賃割賦金請取
一七一	六月	廻米納入用割賦金請取	一九七	八月	小役割金請取	
一七二	八月	納入金請取	一九八	八月	納入用割賦金請取	
一七三	遠所金請取		一九九	閏九月	年貢米納入用金取立廻文	
一七四	二月	年貢米納代金請取	二〇〇	二月	年貢米納入用請取	
一七五	四月	年貢米納代金請取	二〇一	二月	年貢米納入用請取	
一七六	四月	御役請金受取	二〇二	二月	年貢米石代金受取	
一七七	四月	御米買納代金請取	二〇三	六月	定式船賃割賦金受取	
一七八	六月	小役割金請取	二〇四	七月	小役入用金請取	
一七九	七月	御年貢石代金請取	二〇五	八月	御米納入用金請取	
一八〇	八月	廻米納入用金請取	二〇六	二月	役金請取	
一八一	西御年貢勘定		二〇七	二月	御米石代金受取	
一八二	二月	廻米納入用金受取	二〇八	三月	上納金支払口上	
一八三	三月	廻米納入用金請取	二〇九	五月	納米私代金受取	
一八四	三月	小役割金請取	二一〇	二月	御廻米納入請取	
一八五	三月	廻米納入用金請取	二一一	二月	丑御廻米納入請取	
一八六	西御年貢勘定		二一二	東門村年貢勘定		
一八七	定式金船賃割賦金受取		二二三	御年貢米勘定(下書)		
一八八	正月	御米代上納受取	二二四	年貢改証文		
一八九	三月	廻米運賃米額取負	二二五	年貢米納諸入用割付		
一九〇	四月	年貢入用銭銀受取	二二六	置敷江戸廻り付細狀		
一九一	六月	小役割金請取	二二七	坂井村年貢戴願		
一九二	六月	年貢納入用追割賦金請取	二二八	東門村水損地金相引下願		
一九三	九月	年貢米納入用請取	二二九	九か年冊請取納高		
一九四	亥年	年貢米納入請取	二三〇	立毛見分一件起請文前書		
一九五	七月	諸入用割金受取	二三一	不熟米石代金納一件吟味	付申上	

二二三	二月	未詳	不熟米金納願	二四四	享和	二年	七月	絵圖と他一通
二二四	三月	卯御年貢米納入用請取	廿年貢納目録(坂井村)	二四五	享和	四年	正月	荒地起返り注進書上
二二五	七月	戌替目録(亨)	戌替目録(亨)	二四六	文政	七年	八月	村絵図
二二六	四年	坂井村差出帳		二四七	文政	〇年	〇月	御用留
二二七	享保	二年七月	年貢免除額口上書	二四八	天保	三年	坂井村々絵圖	
二二八	元文	五年閏七月	大風による浪家御注進	二四九	天保	四年	坂井村当子家数人別増減帳	
二二九	七月	坂井村当中閏七月廿二日大風仕田		二五〇	天保	四年	九月	村方御尋に付取調書上帳
二三〇	宝曆	七年三月	山反別書上覽	二五一	弘化	二年	九月	御尋一付帳々取調書上帳(坂井村)
二三一	宝曆	八年三月	不用堤調につき書上覽	二五二	嘉永	元年	七月	簡奏題語印一札(前欠)
二三二	宝曆	九年正月	親類調書上書	二五三	嘉永	元年	七月	郡中割賦金請取
二三三	寶曆	〇年五月	親類調書上(書上)	二五四	嘉永	二年	二月	御改訂書上帳(坂井村)
二三四	天明	〇年六月	干損注進書上	二五五	安政	三年	七月	郡中割賦金請取
二三五	天明	七年六月	田方植付注進書上	二五六	安政	四年	五月	御改訂書上帳(坂井村)
二三六	天明	七年六月	田方植付注進書上	二五七	安政	四年	五月	御改訂書上帳(坂井村)
二三七	天明	七年九月	寛延三年午ノ明和六年丑年迄天給	二五八	安政	四年	五月	御改訂書上帳(坂井村)
二三八	安永	二年正月	年取米書上帳	二五九	安政	五年	七月	郡中割賦金請取
二三九	天明	二年六月	水損仁付注進書上	二六〇	万延	二年二月	火災処理不束仁付託状	
二四〇	天明	六年三月	坂井村宗門人別改帳(下書)	二六一	元治	二年正月	判取	
二四一	天明	七年三月	村入用割付	二六二	子年	〇月	年貢納入用金請取	
二四二	天明	七年五月	田方植付注進書上	二六三	子年	〇月	割賦金渡濟取	
二四三	寛政	五年五月	田方植付注進書上	二六四	丑年	七月	郡中割賦金受取	
				二六五	子年	〇月	金子請取	
				二六六	子年	〇月	立政寺奉加出金請取	
				二六七	子年	〇月	御林跡新開畑年貢免除願	
				二六八	寅年	二月	取下免引調につき書上	
				二六九	寅年	二月	江戸着報告	

(村政関係)

二七〇	寅年 七月	郡中割賦金相済覽	二九六	亥年 八月	連上地調べに付申上書
二七一	〃 二月	郡中割賦金請取覽	二九七	〃 二月	郡中請入用割金請取覽
二七二	辰年 九月	京都參詣許可願	二九八	年 未詳	当御田方立毛位取書上帳
二七三	〃 〃	御米取證之儀御請書印帳	二九九	年 未詳	差上申御城米津出諾入用事
二七四	巳年 六月	山中道助署役調べに付申上	三〇〇	〃 〃	古家先渡につき御連届(後欠)
二七五	〃 七月	郡中割賦金済覽	三〇一	〃 〃	植付御注連申上状(後欠)
二七六	〃 〃	郡中割賦金等勘定相済覽	三〇二	〃 〃	宗門送状(案)
二七七	年 〃	城水買取金銭金支弘約定覽	三〇三	〃 〃	郡中割等受取覽
二七八	〃 六月	除地調べに付申上覽	三〇四	〃 〃	宗門人別改書上書(案)
二七九	〃 七月	荒地調べに付申上覽	三〇五	〃 〃	宗門一札(案)
二八〇	〃 二月	郡中割賦金受取覽	三〇六	〃 〃	麦作不作注連申上状
二八一	未年 正月	租毛に付年貢減免願	三〇七	〃 〃	貯穀之儀二村被仰渡請印帳
二八二	〃 〃	坂井村格五石上地願	三〇八	〃 〃	年貢納諾入用割賦金請取覽
二八三	〃 三月	田畑買入直段書上	三〇九	〃 〃	濃州各務郡坂井村絵図
二八四	〃 一月	舟上乘・奉公人許可願	三一〇	〃 〃	各務郡東門村字取切絵図
二八五	〃 〃	村方因窮に付年貢減免願	三一〇	〃 〃	絵図面(地目及所特名記入)
二八六	申年 二月	御米諸語一件願下	三一三	〃 〃	坂井村絵図
二八七	〃 〃	家數人別書出覽	三一四	〃 〃	絵図
二八八	〃 八月	風水に付作付注連上	三一五	〃 〃	字絵図(木無六町)
二八九	〃 〃	風水害に付作付注連上	三一六	〃 〃	(壹町田)
二九〇	〃 〃	御用水の有無書出廻状覽	三一七	〃 〃	(仲坪・河原ヶ)
二九一	〃 二月	郡中割小谷銀受取覽	三一八	〃 〃	濃州各務郡坂井村絵図控
二九二	戌年 四月	松檜差木に付申上	三一九	〃 〃	
二九三	〃 二月	郡中割賦金受取覽	三二〇	〃 〃	
二九四	〃 〃	郡中割賦金受取覽			
二九五	〃 〃	郡中割賦金受取覽			

(産業関係)

三二一	享保 四年 正月	新金銀借り借し書替覽帳	三四六	年 未詳	金子借入証文
三二二	〃 六年 八月	田地替地証文	三四七	〃 〃	借用金証文
三二三	安永 二年 二月	売渡申田地之事(号)	三四八	〃 〃	金子請取の覽
三二四	寛政 三年 二月	売渡申田地之事(他二通)	三四九	〃 〃	貨幣渡帳附込目積金高証目願
三二五	寛政一〇年 二月	売買覽帳	三五〇	〃 〃	留帳
三二六	文化 三年 八月	細水請証文	三五一	〃 〃	
三二七	天保 三年 五月	高反別提覽帳	三五二	文化 六年 六月	坂井村御普請所明細書上帳
三二八	弘化 五年 正月	控覽帳	三五三	寛政 七年 二月	関所通行手形
三二九	嘉永 七年 正月	實買物利上覽帳	三五四	天保 三年 六月	鶴宿宿助廻出勤覽
三三〇	慶応 四年 七月	益前差出帳	三五五	天保 四年 二月	〃 〃
三三一	〃 〃	金子請取覽	三五六	〃 〃	〃 〃
三三二	〃 〃	賣松木伝覽	三五七	〃 〃	〃 〃
三三三	〃 〃	賣仕切	三五八	天保 五年 六月	〃 〃
三三四	〃 〃	〃 〃	三五九	弘化 二年 一月	〃 〃
三三五	〃 〃	〃 〃	三六〇	弘化 三年 六月	〃 〃
三三六	申年 七月	金子請取覽	三六一	〃 〃	〃 〃
三三七	〃 〃	〃 〃	三六二	慶応 元年 六月	〃 〃
三三八	〃 〃	〃 〃	三六三	〃 〃	〃 〃
三三九	〃 〃	〃 〃	三六四	〃 〃	〃 〃
三四〇	〃 〃	〃 〃	三六五	〃 〃	〃 〃
三四一	〃 〃	〃 〃	三六六	〃 〃	〃 〃
三四二	〃 〃	〃 〃	三六七	〃 〃	〃 〃
三四三	〃 〃	〃 〃			
三四四	〃 〃	〃 〃			
三四五	〃 〃	〃 〃			

(交通関係)

三六八 子年 一月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三六九 三六九
 三七〇 丑年 二月 鶴沼宿助郷出勤人足触
 三七二 三月 鶴沼宿助郷出勤人足触
 三七三 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三七四 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三七五 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三七六 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三七七 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三七八 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三七八 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九〇 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九二 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九三 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九四 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九五 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九六 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九七 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九八 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九九 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇〇 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇一 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇二 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇三 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇四 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇五 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇六 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇七 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇八 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇九 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一〇 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一一 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一二 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一三 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一四 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一五 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一六 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一七 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一八 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一九 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛

三九四 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九五 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九六 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九七 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九八 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 三九九 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇〇 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇一 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇二 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇三 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇四 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇五 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇六 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇七 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇八 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四〇九 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一〇 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一一 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一二 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一三 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一四 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一五 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一六 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一七 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一八 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四一九 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛

四二〇 酉年 八月 馬代金請取寛
 四二一 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二二 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二三 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二四 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二五 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二六 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二七 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二八 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四二九 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三〇 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三一 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三二 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三三 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三四 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三五 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三六 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三七 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三八 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四三九 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四四〇 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四四一 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四四二 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四四三 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四四四 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛
 四四五 九月 鶴沼宿助郷人馬出勤懸状寛

四四六 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四四七 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四四八 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四四九 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四五〇 巳年 六月 鶴沼宿助郷出勤人馬寛
 四五〇 寛政 四年 二月 伏屋賃米寛
 四五二 寛政 二年 二月 御四水并御稱小前書上帳
 四五二 文化 三年 二月 御地・林・地預り証文
 四五三 天保 五年 四月 屋敷田畑譲り付約定一札
 四五四 弘化 二年 二月 巳御年当之御祝儀寛帳
 四五五 嘉永 六年 五月 御行祝儀証通
 四五六 嘉永 七年 二月 寅年当之御祝儀寛帳
 四五七 安政 七年 正月 祝儀寛
 四五八 万延 二年 二月 当村ヨリ所々講加入控帳(東四村)
 四五九 文久 元年 二月 御行祝儀付寄帳
 四六〇 文久 三年 三月 御行祝儀付寄帳
 四六一 慶応 三年 正月 領人数取調査上帳(下書)坂井村
 四六二 子年 正月 志受領寛
 四六三 丑年 九月 拜礼志受領寛
 四六四 丑年 正月 銭かゝるわき興行開催口上
 四六五 寅年 一月 講金初会懸金請取寛
 四六六 寅年 三月 講出金受取寛
 四六七 辰年 二月 講取下金割当寛
 四六八 辰年 四月 仕舞金志受取寛
 四六九 午年 三月 志受領寛

(社会関係)

四四六 巳年 六月 未詳
 四四七 巳年 六月 未詳
 四四八 元禄 二年 正月 御林寛証文
 四四九 天明 四年 二月 伏屋賃米寛
 四五〇 寛政 四年 二月 伏屋賃米寛
 四五二 寛政 二年 二月 御四水并御稱小前書上帳
 四五二 文化 三年 二月 御地・林・地預り証文
 四五三 天保 五年 四月 屋敷田畑譲り付約定一札
 四五四 弘化 二年 二月 巳御年当之御祝儀寛帳
 四五五 嘉永 六年 五月 御行祝儀証通
 四五六 嘉永 七年 二月 寅年当之御祝儀寛帳
 四五七 安政 七年 正月 祝儀寛
 四五八 万延 二年 二月 当村ヨリ所々講加入控帳(東四村)
 四五九 文久 元年 二月 御行祝儀付寄帳
 四六〇 文久 三年 三月 御行祝儀付寄帳
 四六一 慶応 三年 正月 領人数取調査上帳(下書)坂井村
 四六二 子年 正月 志受領寛
 四六三 丑年 九月 拜礼志受領寛
 四六四 丑年 正月 銭かゝるわき興行開催口上
 四六五 寅年 一月 講金初会懸金請取寛
 四六六 寅年 三月 講出金受取寛
 四六七 辰年 二月 講取下金割当寛
 四六八 辰年 四月 仕舞金志受取寛
 四六九 午年 三月 志受領寛

四七〇	年頭志受領覽	四九四	子年一月	鉦掛井供養奉加儀
四七一	縣踐受領覽	四九五	未年二月	鹿野勸化請取之事
四七二	志受領覽	四九六	酉年三月	熱田御註請取覽
四七三	未年二月	四九七	戌年二月	河州養田八幡宮勸化錢受取覽
四七四	志受領書	四九八	三月	熱田御註請取覽
四七五	志受領覽	四九九	八月	御遠忌融通志受領覽
四七六	酉年一〇月	五〇〇	亥年八月	白山勸化物金神社金覽
四七七	御仕舞金志受領覽	五〇一	未詳四月	手習手本
四七八	未詳正月	五〇二	未詳七月	加佐天神社祭礼出會廻文
四七九	未詳二月	五〇三	八月	加佐天神社御祭礼入用朝告
四八〇	町殺役送状	五〇四	八月	有毛校見実施心得覽
四八一	檀司殿家阿本大膳書状	五〇五	九月	御願福井帯刀書状
四八二	坂井村出入取曉済口証文	五〇六	九月	手習手本
四八三	凶年手置置粉の覽	五〇七	未詳	
四八四	志受領証	五〇八	未詳	
四八五	借金口上書	五〇九		
四八六	年未詳	五一〇		光泉寺住職許可取りなし願書
四八七	盜賊訴人一件(断片)	五一〇		香雲書
四八八	亦助証証文			
四八九	米付社一件取極熟濟覽			
	手紙			

(文化関係)

四九〇	天保 九年 五月	祠堂志金請取覽
四九一	天保 二年 二月	野語入用入別覽帳
四九二	天保 四年 二月	於場所可差出書物其外写〇〇形状
四九三	慶応 二年 一月	大泉寺御坐渡上〇〇附色々覽帳

(近代史料・編年のま)

五一一	明治 六年 二月	布達集
五一二	明治 七年 四月	
五五三	五月	(取締区出金方法)
五五四	二月	(種痘規則)
五五五	二月	(台鹵各地旭分の件)
五五六	一月	(物資運送業に關して)
五五七		(郵便為替規則)

五一八	明治八年	布達集(合併規則)	五四三	昭和 一八年度	町民税下調査
五一九	明治一〇年	三月	五四四	昭和 一九年度	町民税課額人名表
五二〇	明治一六年	七月	五四五	昭和 一〇年	町民税下調査
			五四六	昭和 一一年	町民税下調査
五二一	明治 二年	四月	五四七	年月未詳	町民税下調査
五二二	六月	年悉以書付奉願上帳(拜借金)	五四八	七月未詳	
五二三	明治 三年 二月	午御年貢米割帳	五四九		地券稅納通(飯沼法堂)
五二四	明治 五年 九月	当申方内見合毛附帳	五五〇		(川田辰五郎)
五二五	明治 六年 五月	廻米五里外運賃請取	五五一		(飯沼新兵衛)
五二六		地券之証	五五二		蘇原村大字坂井地内(反別地備)
五二七	九月		五五三		稲葉郡蘇原村地内(反別地備記)
五二八	明治 八年 四月	坂井村等裁設簿	五五四	明治 五年 正月	年悉以書付奉願候御理解覽書
五二九	九月	反別増減	五五五	明治 七年 五月	正讀門長用向代人の件岐阜県庁
五三〇	明治 九年 八月	記(田長別記)	五五六	明治 九年 三月	正讀進退願御指合書
五三一	二月	記(地券稅代米)	五五七	二月	蠶礼返納の件(小林勇七)
五三二		納米(地券稅書抜帳)	五五八	二月	記(和合村)
五三三	明治 五年 五月	記(反別地備記)	五五九	明治 〇年 一月	誓約書(和合村六号組長)
五三四	明治 六年 分	畑地租額二期分	五六〇	大正 五年 三月	養蠶組合規約
五三五	明治期	東門村檢閱面	五六一	大正 五年 三月	協議費收入台帳
五三六	昭和 五年 一〇月	蘇原村民税課徵取條例	五六二	昭和 五年 三月	謝状(在職軍人会寄付)
五三七		蘇原村民税課取下調査	五六三	昭和 五年 三月	蘇原停車場設置期成同盟會規約
五三八		村民税課額人名表	五六四		園有鐵道新駅設置請願書
五三九	昭和 一六年度	村民税課下調査	五六五	七月	食糧対策協力委員囑託証
五四〇	昭和 七年度	村民税課額人名表	五六六		提出議案(村民獨立稅課徵取)
五四一		村民税課額人名表			(因スル条例)
五四二		村民税下調査			

五六七	昭和五年一月	提出議案	
五六八	二月	議第六拾參号	
五六九	昭和十五年度	蘇原村歳入歳出決算書	五六〇 昭和十七年二月 蘇原停車場預置式準備事務分担
五七〇	昭和十五年度	蘇原停車場設置期間同盟会収支計算書	五六一 昭和十七年度 蘇原村地方内土木工事施行予定箇所一覽表
五七一	昭和十五年度	蘇原停車場設置期間同盟会収支計算書	五九二 昭和十八年三月 蘇原町地方改良協会の議案
五七二	昭和十六年一月	提出議案	五九三 昭和十八年三月 蘇原町地方改良協会の議案
五七三	二月	(種業部東部連合伝染病院組合)	五九四 昭和十八年四月 蘇原町地方改良協会の議案
五七四	提出議案		五九五 昭和十八年六月 蘇原町地方改良協会の議案
五七五	三月	提出議案	五九六 昭和十八年九月 蘇原町地方改良協会の議案
五七六	提出議案	(蘇原駅設置期間同盟会)	五九九 昭和十八年十月 蘇原町地方改良協会の議案
五七七	五月	蘇原第七号(村会召集)	六〇〇 昭和十八年十一月 蘇原町地方改良協会の議案
五七八	昭和十六年度	蘇原村歳入歳出決算書	六〇一 昭和十八年十二月 蘇原町地方改良協会の議案
五七九	土木費下調書		六〇二 昭和十八年三月 蘇原町地方改良協会の議案
五八〇	蘇原町地方臨時部土木費調書		六〇三 昭和十八年三月 蘇原町地方改良協会の議案
五八一	昭和十六年	常会時報	六〇四 昭和十八年二月 蘇原町地方改良協会の議案
五八二	昭和十七年	二月	六〇五 昭和十八年二月 蘇原町地方改良協会の議案
五八三	二月	シシカゴール隨着祝賀行事に關スル協議會開催ノ件	六〇六 昭和十八年七月 蘇原町地方改良協会の議案
五八四	五月	蘇原第六号	六〇七 昭和十八年七月 蘇原町地方改良協会の議案
五八五	提出議案		六〇八 昭和十八年九月 蘇原町地方改良協会の議案
五八六	七月	提出議案	六〇九 昭和十八年二月 蘇原町地方改良協会の議案
五八七	九月	提出議案	六一〇 昭和十八年九月 蘇原町地方改良協会の議案
五八八	一月	提出議案	六一一 昭和十八年六月 蘇原町地方改良協会の議案
五八九	提出議案	三〇号(町村道路變更認	

六二四	四月	未詳	御詔書(埋葬地)	六三八 明治十一年二月 証・地請小作
六二五	長良川下流漁業会々則	六三九	金銭出入取調帳	六四〇 明治二年 五月 赤渡申畑地証券
六二六	当村入用諸品買求・付名古屋入費	六四一	借用金証書	六四二 明治二年 九月 赤渡申畑地証券
六二七	投票(組長)	六四二	借用金証書	六四三 明治三年一月 当戻採米納貯帳
六二八	村会議事細則(種業部蘇原村)	六四四	明治四年七月 地所書入借用金証書	六四四 明治四年七月 地所書入借用金証書
六二九	伝染病診論	六四六	九月 地所書入借用金証書	六四六 明治四年二月 借用金延期弁償証書
六三〇	金銀出入帳	六四七	受地証書	六四七 明治四年九月 地所書入借用金証書
六三一	拜借金箇年賦取立帳	六四八	委託状	六四八 明治四年二月 地所書入借用金証書
六三二	二月 年恐以書付奉喚願候(納米一件)	六四九	地所書入借用金証書	六四九 明治四年九月 委託状
六三三	社地境内外埋葬地取調函・下	六五〇	地所書入借用金証書	六五〇 明治四年九月 委託状
六三四	年内立替金取調帳(〇年一月記)	六五一	受地証書	六五一 明治七年 三月 地所書入借用金証書
六三六	御詔書(埋葬地之儀)	六五二	地所書入借用金証書	六五二 明治七年 五月 地所書入借用金証書
六三七	埋葬地之儀御詔書	六五三	証券	六五三 明治七年 五月 地所書入借用金証書
六三八	借用金証	六五四	借用金証書	六五四 明治七年 五月 地所書入借用金証書
六三九	相断願書証(借用金)	六五五	借用金証書	六五五 明治八年 四月 地所書入借用金証書
六四〇	借用金証書(付・承認証)	六五七	地所書入借用金証書	六五七 明治九年 四月 地所書入借用金証書
六四一	蘇原町地方改良協会の議案	六五八	地所書入借用金証書	六五八 明治九年 四月 地所書入借用金証書
六四二	蘇原町地方改良協会の議案	六五九	地所書入借用金証書	六五九 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四三	蘇原町地方改良協会の議案	六六〇	地所書入借用金証書	六六〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四四	蘇原町地方改良協会の議案	六六一	地所書入借用金証書	六六一 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四五	蘇原町地方改良協会の議案	六六二	地所書入借用金証書	六六二 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四六	蘇原町地方改良協会の議案	六六三	地所書入借用金証書	六六三 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四七	蘇原町地方改良協会の議案	六六四	地所書入借用金証書	六六四 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四八	蘇原町地方改良協会の議案	六六五	地所書入借用金証書	六六五 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六四九	蘇原町地方改良協会の議案	六六六	地所書入借用金証書	六六六 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五〇	蘇原町地方改良協会の議案	六六七	地所書入借用金証書	六六七 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五一	蘇原町地方改良協会の議案	六六八	地所書入借用金証書	六六八 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五二	蘇原町地方改良協会の議案	六六九	地所書入借用金証書	六六九 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五三	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五四	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五五	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五六	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五七	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五八	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六五九	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六〇	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六一	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六二	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六三	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六四	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六五	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六六	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六七	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六八	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六六九	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書
六七〇	蘇原町地方改良協会の議案	六七〇	地所書入借用金証書	六七〇 明治九年 九月 地所書入借用金証書

(各務原市文書史料目録一号の追加分)

内分分知の旗本について

——旗本坪内氏内分分知嘉兵衛家を例に——

上 村 惠 宏

目 次

- はじめに
第一章 旗本坪内一家の概観
第二章 旗本坪内氏による位階づけ
第三章 内分分知の存在
第四章 内分分知成立の意義
おわりに

はじめに

本稿は、旗本領主権の追究を当面の課題として、旗本坪内氏の内分分知家の性格と位置づけについて考察するものである。

旗本についての研究は、財政面・知行の構造面・領内の支配面を中心に行われているが、近世史研究における他分野の研究の蓄積に比べると著しく不足しているのが現状である¹。特に美濃国は旗本領が多い関東・近畿に次ぐ中部地方に位置するが、その中にも五〇〇石以上の格式が一番多²認められているにもかかわらず、美濃国の個別旗本に関する研究は極めて不十分といわざるをえない³。中でも五〇〇石以上の格式を有していた旗本坪内氏に関する本格的な研究は皆無といってもよく、わずかに平松義郎氏の論文で部分的に触れられているにすぎない⁴。

旗本領主についての研究をみると、徳川氏の関東入封及び関ヶ原の合戦前後に登庸された旗本ばかりでなく、譜代大名や大身の旗本から分知され別家の旗本として登庸・位置づけられていったものの数におよんでいるが、内分分知の身分のまま家に従属させら

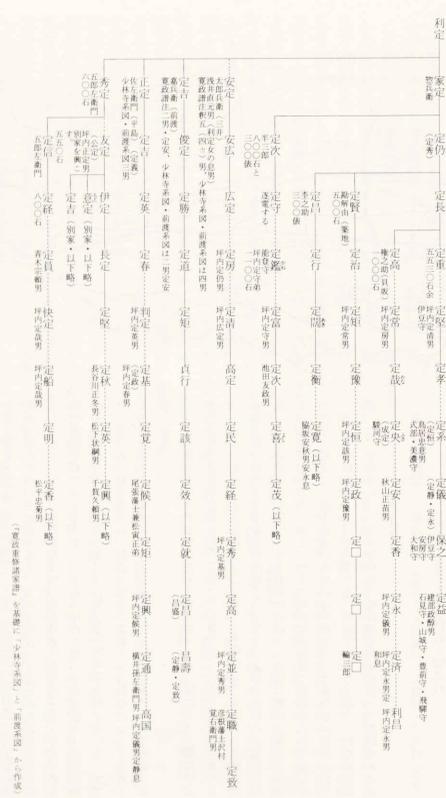
れている旗本についてはあまり検討された例をみない。
 本稿では、旗本から分知され、ある一面では旗本としての扱いをうけているにもかかわらず、正式には別家として位置づけられることな
 く本家の旗本に附随したままになっているものを内分旗本としてとらえ、内分の意味を考えつつその性格を位置づけを目的とし
 ている。この場坪内嘉兵衛家を研究対象にした理由は、前述したように旗本坪内氏に関する研究の立ち置れを少しでも補う目的の他、
 旗本坪内各氏の中でも旗本新加納坪内家の内分分知であった坪内嘉兵衛家に関する史料が比較的によく残存している点や、坪内嘉兵衛家が本
 家に対する分家独立意識をより強くもっていた点などにある。
 いわゆる親藩大名に特有な「御付家老」のように、幕府の直臣でありながら大名家の家臣でもある「二重封臣関係」に類似する一面を持
 っていた内分旗本の領主権・性格の位置づけについて考察することは、旗本領主権ばかりでなく幕藩権力論へのステップになる考えるのであ
 る。

第一章 旗本坪内一統の概要

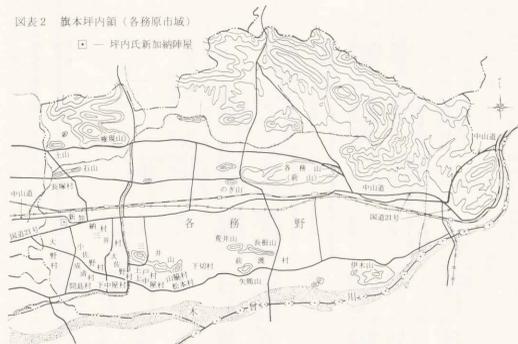
- 註
- (1) 旗本領についての研究は、川村優・海保清郎「旗本領の性格（知行村家内部の論理的考察）」（九十九里史学 1、児玉幸多編『近世史へ
 ンドプク』、六一七—七二一頁）、神崎裕利・相模園の旗本領説「天正ノ寛政における知行制」（北條正元編『幕藩國家或過剰の研究』一
 八六—一八八頁）などがある。
 - (2) 鈴木誠・徳川幕臣団の知行形態」（『史学雑誌』七二—二二、六一七—七二一）
 - (3) 旗本高木氏・大島氏に関する研究以外ほとんど進んでいない。
 - (4) 平松義郎「旗本の刑罰権」（『法制史研究』九二六—二七六頁）
 - (5) 林重一「尾張藩公史の研究」六一—七一頁

寛政十一年（一七九九年）から文化九年（一八二二）まで、徳川幕府が足掛け十四年の歳月をかけて編集した、諸大名以下旗本などの家系譜研究書、
 御家系御門と他の諸大名を除く、「寛政重修諸家譜」（以後寛政譜）略称するがある。同書によると、坪内姓の旗本は、本誌の一家を除かれ
 は全部で九家あり、いずれも藤原氏の支流である加賀國富樫氏出身の坪内利定につながる系譜を有している。それをもっと分類すれば、利定
 の子の家定と秀定を祖として別かれた二系統に分けることができる。

図表1 旗本坪内氏家系図



図表2 旗本坪内領(各務原市域)



「寛政譜」では旗本として扱われていないが、他に坪内家嫡流の坪内家定(通称新加納坪内)を「家元」とする内分知扱いの通称三井坪内・前渡坪内・平島坪内の三家がある。この三家はいずれも坪内親定の子を祖としており、三井は太郎兵衛安定、前渡は嘉兵衛定吉定実、平島は佐左衛門正定を初代とする。また、平島の坪内正定の子の友定が、叔父の坪内五郎左衛門秀定の養子となった後、別に旗本家を興している。つまり、坪内姓の旗本九家は、嫡流の家定の系統から分知等によって本家にも、五家興され、秀定につながる系統から四家興されたのである。図表1を参照。

これら旗本九家と新加納の内分知三家のうち、現在の各務原市域に属する各務原市は豊田高橋藩領の其一部が構成されている。知行地を有していたのは、本家の新加納坪内氏に他に、本家の三代目定仍から別れた苦沼定實を初代とする家地坪内氏(五〇〇石)、本家四代目の定長から分家した権左助定高を初代とする貝坂坪内氏(〇〇〇石)等の三家および内分知三氏の計六氏である。内分三氏の知行地は、旗本坪内氏本家とその内分三家への「四人連名一紙知行宛状」として朱印状が発給されているため詳細については不明である。明治元年及び二年の「村差出明細帳」などを参考に、一ます坪内氏の知行地を市域に限り整理すれば次のようになる。(図表2参照)

新加納坪内家 新加納村・榊原あり・長塚村・大野村・三井村・内分三井坪内氏・榊原あり・下中屋村・間島村
 山脇村・松本村・陣屋あり・上中屋村・下切村・分寄三井坪内氏
 前渡坪内家 山脇村・松本村・陣屋あり・上中屋村・下切村・分寄三井坪内氏
 平島坪内氏 三井村・榊原あり・本家・相越・土戸村

年八百廿一(前掲)

貝坂坪内家 下切村(元禄三年十二月から)・大佐野村・成清村

新加納坪内家内分知

前渡坪内氏 前渡村(能あり)の大部分

三井坪内氏 三井村(能あり)・本家・相越・土戸村

平島坪内氏 三井村の一部・北内野田・下切村の一部(前掲)

これらの六坪内氏の内、幕府から正式に旗本として認められ江戸に常駐していたのは新加納坪内家と分家の家地坪内家・貝坂坪内家の三家であり、内分知の前渡坪内氏・三井坪内氏・島坪内氏は、それぞれ無役のまま在地に館を構え居住していた。家地や貝坂は、在地の陣屋に本役人を置かず、江戸居住であったため知行地又はその周辺から「役人」を登册し、在地知行所の年貢取納や民政配をまかせていた。この役人は、幕府籍領などで一般的に呼ばれている「地役人」に相当する働きをしているが、旗本坪内領では總て単に「御役人」と称されている。幕末期に家地坪内領の地役人に登册されたのは下中屋村の赤島市郎治である。赤島氏は仲買人として總て「生糸・絹織物・生酒・醤油」をあつかい、「中市」の店名で問屋をしている。この地域を代表とする典型家業であった。分家の二家は、原則として以上のように知行地に地役人を任命し知行地支配を行っていたが、場合によっては年貢取納や民政配を行っていた。分家の二家は、原則として以上のように内分知の三氏は、知行地に在任していたことおよび年貢取納や民政配は知行地の周辺に陣屋を有する他の旗本の一族に支配を委ねることもあった。内分知三氏は、知行地に在任していたことおよび年貢取納や民政配は知行地の周辺に陣屋を有する他の旗本の一族に支配を委ねることもあった。分家元「新加納陣屋を介して諸連絡を受けている。しかし、分家同郷小身であったこともあり、内分家独自の知行地支配が困難になる場合もあり、時には本家「家元」の「新加納陣屋」を依頼することもあった。

ところで、これら六坪内氏のうち、現在その末裔の所在がつかめているのは前渡坪内氏と三井坪内氏の系統である。本家や分家の系譜をひく人たちの所在は残念ながら現在「つかぬ」。

三井坪内氏の末裔は現在岐阜市長に任じられており、当主は坪内昌子氏である。前渡坪内氏の末裔は現在各務原市三井町に住んでいる。前渡の末裔宅へは各務原市長の史料科長さんの史料科長で訪問したことがある。前渡の十代目である坪内二郎氏は、市内の小・中学校長を歴任し加第三小学校校長を最後に退職された方で、訪問当時、悠悠自適の隠居生活を送っていた。中々気さくな感じの方で、色々子供頃の話を聞いていた。世が世なら六〇〇石の旗本であり、こんな田舎で百姓をしているようではだめだ」と父親から時あることにいわれ、いまでも「旗本の血筋」という言葉にアレルギーを起す」と話してくれた。「先祖十代目君が京都へ移住する時、元譜代の家臣であった山本家重を幕府に記録簿をすべて渡した行つたため現在これしか残っていない」といって見せくれたのが初代坪内嘉兵衛の肖像画で明治十四年(八

八こに名古屋鎮台参謀部が作成した地図である。地図の方は、明治三十四年大日本帝國陸地測量部作成の地図より古く大変詳しいものであるが、歴史史料として役立てて欲しいということで、市史編さん室に寄贈していただくことができた。また、同氏から、現在本家や他の末家坪内氏の付き合いはないが、一度幕葬の折りに三井の奥さんに出会ったことかどうかが聞きたい、という話も聞いた。このように、現在では、族間でも親類付き合いは途切れているらしく、旧旗本坪内各氏の末裔の所在を編さんでも把握できていない現状である。折角本翁の所在が判明しても戦時中の空襲で焼失したとか伊勢湾台風で南摩しにて捨てたとかいった場合もあり、旗本坪内氏関係史料の現存確認はあまりできていない。

幸い、前渡坪内氏に関するものはある程度現存しており、現所有者のご好意により気持ちよく調査させて頂くことが出来た。前渡坪内氏関係の史料を所有しているのは各務原市前渡西町居住の富樫心行氏であるが、地元には、前渡の御不動様^{（一）}といった方が通りがいいかも知れない。富樫家は、旧田山本といひ、前渡坪内氏の譜代家臣では席巻^{（二）}にあり、家職にあった家系である。山本家は、明治に入った旧主家坪内氏の本姓である富樫姓を名乗るようになり、現在は真言宗醍醐派仏眼院の住職として加持祈禱を行っておられる。同家に前渡坪内氏の古文書・古記録帳が伝わっているのは、前述したように、主家の宮都移任に伴って、それら御用部屋などに伝わっていたものを譲りつけたためである。

この富樫家文書の他に、坪内氏関係の古文書も見えるものとして永井家文書がある。同家も前渡の譜代家臣であった家である。幕末維新期の当主は永井弘樹であり、嘉兵衛とともに従軍していたときの記録を残している。現在の当主は忠衛の曾孫にあたる好之氏で那加桜町開業医でおられる。

(註)

(1) 譜代大名や自身の旗本など分知され旗本に取り立てられた場合でも、別家として扱われている場合に系譜の項を立てて記載されているが、この三家場合は原則として初代の目録としてある。従って、岐阜県に^{（一）}通史編正世上巻、には三坪内氏の旗本に数人他的一家を旗本に入れないという主旨の記載をして、三家ともに正統の旗本に加えたい方が望んである。

(2) 岐阜県史料館所蔵旧芝野藩役所文書

(3) 坪内氏氏の墓は、岐阜八百三拾五(記)松原(一)岐阜県史、近世(六九、七〇) 碑の所在地呼ばは、築地は松本であり、貝坂は無動寺である。

(4) 次島文書、「知行御事録願口上之書」(前渡御用部屋記録、文化元年正月二二日巻)

(5) 富樫家文書、「知行御事録願口上之書」(前渡御用部屋記録、文化元年正月二二日巻)

(6) 同家の史料調査後一月ほどして、同氏が交通事故で他界された。御冥福を祈らる。

第二章 『寛政譜』にみる位置づけ

まず、坪内氏の系譜を通して、旗本新加納坪内家の成立事情をみることにする。

『寛政譜』をみると、坪内利定の子供のうち太郎兵衛(三井・嘉兵衛)・前直(在左衛門)の三家について次の様に記載してある。

安定 太郎兵衛 今の皇譜五男とす。慶長五年閏原御陣のとき父とに在左衛門属ぶ。その作成にあたり、首級を得たり、のち家・定が旗下となり、定吉・正定とおなじくその采地のうちを、五百十石余を知行し、代々その地に住す。

定吉 加兵衛 今の皇譜定安に作る。閩原御陣に供奉し、首一級を討とる。

正定 佐左衛門 閩原の役にしがひたてまつり、首級を得て創をかうぶる。(一)及び(二)記述者

この表からみると、内分家のうち前渡と平島とは以後の系譜が記載されておらず、幕府ではこれらの家を正統の旗本として扱ってはいなかったことが想定できる。ただ、三坪坪内氏の正定の系統の子供の代まで記入しているが、一門の坪内五郎左衛門秀定の養子となつた後、別家を興した安定の系譜を史料が必要から次の代まで記載したのと思われる。また、『寛政譜』はその作成にあたり、七名家や旗本家等から家系図を提出させた基礎史料として、『寛政譜家系図』(寛政)を参考し、略すと食ひ違ひ場合は、寛永譜を基礎として『寛政譜』の資料として提出させた史料の内容を注釈して書き記す方法をとっているようである。この『寛永譜』は、江戸幕府が寛永十八年(一六四一)諸大名・旗本等に家系譜帳を提出させた林羅山等に編纂させた、いわば『寛政譜』成立以前の幕府が公認する諸大名・諸旗本の家系譜といえるものがある。般的にみると、『寛永譜』で不明な点も、『寛政譜』では明らかになっているが、詳細には逆に矛盾点も生じており、資料として提出する段階での粉飾の跡がかがえる。旗本坪内家の系譜も『寛永譜』では細かかいていくと食ひ違ひが見られるが、関係箇所をとり出して表示すると図表のようになる。

この表から明らかなように、旗本坪内氏の家譜は、本家定流・内分の三木家・秀定流の三種類によって、各家の初代の本名及び兄弟順序若干の相違点のみである。このような家系譜の記載事項の乱れの原因について詳細な理由は不明であるが、しかし、『寛政譜』で利定・男に位置づけられている、但し五男とする寛政五男とす。太郎兵衛安定は、実際には茂井太郎兵衛直元の子で坪内利定の孫にあたるが、利定が自分の子供の一として養育したため、太郎兵衛安定を兄弟順の何番目に位置づけるか、各家の系譜にはつきが生じたものとみてよろしく。

次に内分家側の家系譜・諸記録を参考に分知の経緯が明らかにできないか調べてみた。

図表 3

史料名	長男	二男	三男	四男	五男	六男
享保十七年「家格吟味願」	惣兵衛					
坪内高田編集「坪内家譜」	惣兵衛					
(秀定五男の記述)	定安	嘉兵衛	正左衛門	安太郎兵衛	五郎左衛門	
(注釈の異説)	定安	嘉兵衛		正左衛門	秀定	太郎兵衛
「寛政重修家譜」	惣兵衛	安太郎兵衛	嘉兵衛	正左衛門	五郎左衛門	久太郎
「寛政譜」	惣兵衛	安太郎兵衛	嘉兵衛	正左衛門	五郎左衛門	久太郎

『寛政譜』では安定を「今の屋譜五男とす」とする注釈をつけているが、他の家譜から「五」を「四」の誤記と理解すべきだと思われる。ただ『寛政譜』の記述については刊本（新訂）だけに原本を見えていないため誤植の可能性もある。機会をみて確認してみたい。

平島坪内氏第十二代坪内高田（一八四一—一九〇一）の編集になる『高樞世流坪内家一統系図並申儀』の「前渡坪内氏の家系図」および「前渡坪内氏の末裔家系図」に伝わる同家系譜によって、前渡の初代定安の事跡をみると次のようになる。

○慶長二年（一五九七）家康に仕官し、上総国に知行地〇〇石をもち、大津村五八石、赤松村六石、赤松村七石をもち。

○関ヶ原の陣では伊弉兵部少輔の軍に組み込まれて参戦し、大坂の陣（一六三三）では家康の軍に属して参加した。

○慶長六年（一六〇一）二月、一倍の加増をうけ、濃州各務郡上前渡村の内、高五七、石八斗八升八合一丁を拝領した。

関ヶ原の陣及び大坂の陣では、旗本坪内氏の本家中心に家系の再一統化を促した。坪内一党としての参戦の形をとっていた。これら本家の他の三家に対し、利定五男の五郎左衛門秀定は、慶長五年に秀忠に仕官していたため、慶長十九年（一六四四）の大坂夏の陣には阿部備前守正次組に属して参戦した。このようにみると、前渡坪内氏は三家と別家を興した秀定とは、旗本坪内本家を幕府に対する立場に明らかでないが、秀定を初代とする分家が本家から独立した旗本として幕府に仕立てられているのに対し、前渡坪内氏は三家は本家とも坪内一党として幕府に仕え、便宜上、一党の「家元」である新加納坪内家に附属する位置づけをされたとはまらぬであろうである。従って、本家が提出した資料に基づいて作成されたと思われる『寛政譜』では、「のち家定が五男となり」として前渡、三井、平島の三家を内分分知扱いにして、諸大名及び諸旗本の家系同様「組付与力」的に扱い、以後の家系を記載しなかったといえよう。

こうして、前渡坪内氏三家は、旗本の内分分家とされ、江戸に在りては、各地方の在地位主となり、将軍への代替わりの挨拶も略される

扱いは受けるようになり、利定の世子としては秀定の系統のみ正規の旗本として幕府からみられるようになったとみられる。

註

- (1) 少将等文書
(2) 坪内二部家文書

第三章 内分旗本の性格

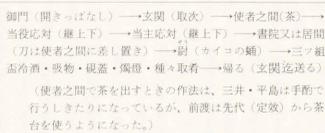
1 幕府及び家元との対立

さて、旗本新加納坪内家の内分分家として位置づけられていた前渡坪内氏について、幕府や「家元」との関係から一般の旗本との相違点を中心に内分旗本の性格を検討してみたい。

内分としての性格がほぼ固まった。前渡坪内氏四代目定道以降における幕府と前渡との関係についてみる。その場合、将軍と一般の旗本との間にみられる、知行を与えられた代わりに入役奉公を義務づけるという主従関係の基本が、将軍と内分旗本との間にもありえたと検討する。家督相続に伴い知行継目について、幕府と前渡坪内氏の手続き上の手順は具体的に知られることはできないが、他の場合における幕府からの下達及び幕府への上申の例から類推すると、下達・上申とも前渡坪内氏の「家元」である旗本坪内家（具体的に新加納陣屋）を経由して行われたとみえ差し支えない。前渡坪内氏は、将軍の代替わり時や自らの家督相続が行われた場合には、江戸へ出府し老中若年寄のもとへ挨拶に行っている。この場合、内分の三家が必ず「家元」に節々（ごご）に参上し、内分旗本一家だけで江戸へ行くという場合は見られない。継目御礼は、旗本の場合将軍に行うのが筋であるが、内分の三家の場合老中・若年寄と行っており、将軍に対する御目見は四代目以降一度も行ってない。内分御礼（自分自身による）も家元へ参上することもある。また内分旗本側で家督相続が行われた場合や、「家元」側で家督相続が行われた場合、同時に何らかの儀礼的な行為がなされたこととみえよい。

このように、幕府と内分旗本の間には近世を通じて必ず「家元」が介在していたのであり、従って「家元」を通ずる直接内分家が幕府と交渉することは、遠却（とんくつ）せよとなされていた。これは、ある意味で、幕府が内分旗本をその「家元」によって支配させようとしていたことを物語っている。例えば、前渡坪内氏は大津代官所の宿場金を借りていたが、その返済が滞っているという理由で、幕府勘定奉行が坪内氏の「家

図表5 本家役人(田方毛見井取種として来る)への応対例



近しい位置づけであったことをできよう。しかし、前渡坪内氏の場合六〇〇石の地方知行取であり、石高又は知行形態による御家人に比定も問題が残るのである。ある意味で部屋住みの二面もみられるがやはり位置づけとしてしっくりしないのである。ともかく、ここで問題になっているのは、内分家の前渡坪内氏の位置づけが旗本か御家人かという点ではなく、内分家と旗本との相違点は何かという点にある。従って、不十分ではあるが、明らかに出来る範囲で内分旗本としての性格を幕府と関係でまとめれば次のようになる。

① 内分旗本は、旗本の内分家であり、「家元」を通して幕府と主従関係を有する。

② 内分旗本は「家元」の旗下に寄置つけられるが、決して「家元」の家臣ではなく、「家元」との動番時には、「家元」を番頭又は組頭に、内分家を番士とする関係にある。

③ 旗本の特権である将軍への御目見は内分家の場合あまりである。

④ 内分家の石高・知行形態は御家人より旗本に類似している。

2 領地・領民支配

前渡坪内氏の内分旗本は、「家元」を通して幕府と主従関係を結んでおり、軍役に關しては「家元」の旗下に入るが、決して「家元」の家臣ではなかった。そこで次に旗本の「家元」内分間で、領主としての位置づけはどうなっていたか検討する。方法としては、年貢取納及び民政の在り方の二点から分析する。

前渡坪内氏は、慶応六年美濃國下知行村にあり、上前渡村後山野村、下野村に分村は本家の新加納坪内家知行することになった。この時点で、名目石高と実石高に差があり、前渡坪内氏は実高五・二石余の知行高であった、その後、慶安二年に再戦地し、新田等を算入することによって、実高六〇〇石になったという。この知行地の支配は領地・領民支配とも内分家の前渡坪内氏が本家と独立して行っていた。以下、実例に關してそのいくつを見てみたと思ふ。

まず、年貢取納についてであるが、検見など取納業務を行うためには、人手が足りないこともあり本家の役人等に助成を願って行っていた。これは別家として認められていた小身の旗本の場合でもよくみられるケースである。やぎ主題からすれば、検見に派遣された本家役人に対する慶応の例が最も紹介してみよう。図表5がそれである。前渡坪内氏が他の内分家と異なるのは、本家役人へのお茶の出立方が茶台を使用

図表4 前渡の家臣構成

明治2年「前渡坪内氏人数帳」	慶安の軍役規定 (600石)
譜代家来	3人
侍	1人
甲	2人
口	2人
乙	1人
丙	1人
丁	1人
戊	1人
己	1人
共	7人
共	22人
共	4人

る家臣の意味が考えられる。この加番にあたって前渡坪内氏が幕府から四人扶持を下賜されており、それ以後の享保十七年(一七三三)は後述の家格吟味詠紙におよんでいることを考慮すれば、後者の意味にはまはらないが、前者の意味もある程度含んでいたとらえた方がよさうである。

以上、みてきたところによると、新加納坪内家は「家元」としてその内分抜扱いをうけるにいたった前渡ら三坪内氏は、旗本としての性格がだんだんすすり、幕藩制の確立期以降一般の旗本のような扱いをうけなかつたといえよう。とはいっても、「家元」の家臣として位置づけられてはきたが、隨臣の場合には家督相続に伴う隨目御礼に幕府へ出頭することはなかったからである。また知行行状には連名宛名の一つに加えられた以上、幕府と主従関係を持っているとみるべきである。しかし、理由は何であれ、将軍への御目見が認められなかったこと、

元」に対して前渡坪内氏に借金返済を促すよう指導すべきことを指示している。また、他の代官所から借金する場合、前渡の役人だけでなく「家元」の役人も裏書判形させていることからも、幕府が「家元」を通して内分旗本支配の立場をとっていたとみてよからう。

次に軍役奉公の面からみてみる。前渡坪内氏の場合、内分とはいえ六〇〇石の地方知行取である。慶安の軍役規定を参考に前渡坪内氏の家臣団編成についてみてみよう。前渡の家臣団を知る近世史料は断片的な間接史料しかなく比較のしようがない。ただ、幕末維新期の実態を反映させていると考えられる明治二年の家臣一覽⁵⁾がある。慶安の軍役規定と対比させてみる。図表4によれば、六〇〇石級の旗本は十三人の家臣を必要としているが、前渡坪内氏では十一人の譜代家臣を有していたことかわかる。欠員分は年奉公等でもまかなわなければならない。ともかく、六〇〇石級の旗本としての軍役規定が守られていた可能性はあるといえよう。前渡坪内氏の四代目定直は一代を通して無役であったが、五代目定直は家元坪内定重の旗として三家の者と共其代駿府加番・火消などの任にあたった。ここでいう「旗下」がどういう意味をもつかであるが、一つには番頭・組頭に対する番士の意味が考えられ、もう一つには主家に対する

し、他の二家のもてな方より一層丁寧になっている点である。これは、先々代まで他家と同方法であったのに先代(寛政)から改められたものがしきたりになったのだという。坪内定教の代から丁寧になった理由として、前渡の八代目定教の母親が本家定娶の一女であったことが考えられる。このように内分家の役人の協力をえているのは、小身の領主であるが故に自力で領地・領民を支配していくだけの機構を持つ得なかつたからであるとするべきである。それ故に、先述の検見だけでなく、犯罪人の懲罰なども簡単なものを除き本家の新加納陣屋の役人相手にゆだねなければ出来なかつたようである。新加納で判断できない場合には、幕府評定所へ問い合わせることもあった。

しかし、前渡坪内氏の領地・領民支配は、本家の陣屋にたよることがあつたとはいへない。また、前渡村の宗門別改は前渡坪内氏に提出させている。前渡坪内三祖(本祖・本親祖・本親祖)に分割される任務をおいて支配している。前渡坪内氏だけなく、新加納陣屋でも越訴可とみなしている。さらに、本稿をまとめるにあたって基本史料としている日記は、前渡坪内氏の御用部屋記録又は納付記録であるが、それ自体物語っている以上、前渡坪内氏自身身家政機関ともいえる役所機構(御用部屋)を持つ諸代家臣に運営させているのである。

以上の点をみる、前渡坪内氏は、旗本新加納坪内氏の内分知として位置づけられていたとはいへず、家元からは独立している領主に相違なく、他の諸代大名・旗本等が本家の役人の協力をえているのは、小身の領主であるが故に自力で領地・領民を支配していくだけの機構を持つ得なかつたからである。新加納陣屋へ欠込訴した行為に対して、前渡坪内氏だけでなく本家の新加納陣屋でも越訴可とみなしている。さらに、本稿をまとめるにあたって基本史料としている日記は、前渡坪内氏の御用部屋記録又は納付記録であるが、それ自体物語っている以上、前渡坪内氏自身身家政機関ともいえる役所機構(御用部屋)を持つ諸代家臣に運営させているのである。

注

(1) ただし、幕府への御目附札のため出府するよう、本家から内分家へ督促している記録がみられることから、本家への間接的挨拶要求として理解すべきなでもない。(前渡御用部屋記録、文化四年三月二十八日条)

江津御出立之儀は、誠ニ御家ニ向り候次第之儀にて、殊甚平嶋様ニは御一代技役事ニ候間、猶更差遣儀土有之儀、子細は、公辺向儀は、

三十七年目御出立御日記より、其後之事而巳御取用ニ相成候何事ニ不審不納仕来之儀は相済候共申申候に上候儀は同程之由書申立候て不相似、御家之本中、も右林之儀にて御家格下り候方も有之由二候

(2) 永井好之文書(寛政十七年四月、家格吟詠語口上覚(仮題))

(3) 「前渡御用部屋記録」文化三年三月九日条、今般、御御所へ申上りて、本家坪内式部家被召出、嘉兵衛方拜借分其御所宿場金相済候由、期日に至候へ、相納候様御取立、下略)

(4) 右同文化四年正月条

(5) 富樫心行家文書

(6) 旗本御家人との区別は、一般的に御目見の有無目安にされているが、その他にも知行石の多少、世襲か・代抱えかという家柄など分類の規準になる。

(7) 「前渡御用部屋記録」文化三年十月二十九日条

(8) 享和元年(一八〇一)、前渡坪内氏と日坂坪内家の知行所間の出入について、本家が吟味仕置しよいかという問い合せを、本家の坪内式部から幕府評定所に出し許可されている。(平松義郎「旗本の期間権」『法制史研究』9、二五―二七頁)

(10) 「前渡御用部屋記録」文化三年五月九日条

(11) 右同文化三年八月十日条(越訴した候ては爲も相成不申候間、何れも御訴状無御座候ては取上へ不申)、また文化三年六月の記録では、築地坪内家領内村人が、自家へ奉公に来ていた前渡の百姓についての訴えを前渡坪内氏の役所へ出して、対外的にも独立領主権を認められていたと考えてよからう。

(12) 大畑三男家文書(各務原市史、史料編五冊1、五三六―1)

第四章 内分旗本成立の意義

1 内分家格吟詠語詠

とつて、旗本新加納坪内家の内分知に位置づけられた三家と幕府(本家)家元とは、本家側の家格に対する意識がかなり食い違つており、その意識のずれが様々な形で本家と内分家との間に問題を起こしている。そこで、次に旗本坪内本家と内分家との間にみられた、前渡

坪内氏らの旗本としての位置づけに対する意識の違いについて考えてみた。

内分知とされた三末家内、前渡の六代目坪内嘉兵衛貞行と平島の六代目坪内佐左衛門定基から、両家の家格について自分知か内分知かの吟味要請を幕府の目付に出された。享保十七年(一七三二)のことである。この場合、三井の坪内氏(正徳高島)が訴訟に加わっていないが、訴訟相手の坪内惣兵衛定基は三井坪内氏の五代目定清の次男であり、三井では当時定清が存命中であったことからみて、濃い血縁関係が訴訟不参加に影響していたとみてよからう。

この吟味吟味訴訟の経緯について享保十七年(一七三二)四月訴状「年忠奉願口上之覚」が詳しいので要点を整理してみ。

- ① 惣兵衛(まき)の家計が悪化したので、末家に役勤動の必要経費の合力(借金)や備用金を頼んできた。そのため、役勤動の寸志の御承金のつもりで兩人前粟平島が見せ二六〇兩余助成し、その他に平島が一五〇兩余他借をして用立て惣兵衛に貸したが、その金を少しも返さない。② 十一年前、兩人の持株を合力するよう頼んで来たので、立木だけ助成分に廻すつもりであったのは、前渡分の持ち林地所は返してくれれば、平島の方は持ち林二か所の立木・地所とも取ってしまい未だに返してくれない。且つ又、そのとき前渡分の菅野を所高三四石六斗九升の分を一年たて貸すつもりで渡したのにまだ返してくれない。
- ③ 去年(享保十六年)春、本家の家計が逼迫して来、火消役勤務ができないからという理由で、私どもの知行の内から一五〇石宛惣兵衛へ戻すように要求してきた。私どもは將軍家から拝領した知行を惣兵衛へ返却する理由はない。
- ④ 家計悪化のため惣兵衛の役勤めが出来ないは大変だし、親戚間で助成要求を無視すれば御咎があるかも知れないので、私どもも兩人相談して、惣兵衛の勝手方を引き請け世話をし、役勤めが出来よう助成する。惣兵衛方へ連絡し、去々戌(二月)より私も惣兵衛の家が立ち合って支配したところ、惣兵衛の家が我が儘がいい、古借の返納のためと云って、以前談しておいた物成金を此方へ渡さず、戌の春より以来私も借りて用立てた金子を少しも返さないため、金を貸してくれた者にも指し責めが生じたので、兩人が金二五〇兩余自腹を切って支払、その代わり「勝手」引き請の件は断った。
- ⑤ 去年(享保十六年)春、惣兵衛から「両家の知行は元来五一一石宛で、先祖喜太郎様子の惣兵衛の時代に八九石宛貸し置いた分を返して欲しい。先年の知行改の節に五一一石宛と書き上げておいた。両家は無役で在所にいるので御定の通り高役人数高百石に付四人宛のつもりで金子を差し出すように」といって来た。知行改の節五一一石宛と私どもの分限を書き上げたことは、私どもにこれまで一切知りませず自分で書き上げたのである。
- ⑥ 父子五人の者が関東の元知行三〇〇石にそれぞれ一倍の加増をうけ澤村へ知行替になった折り、不足地があり、その時の役人の指図で、不足

⑦ 以上申し上げたように、私どもの知行は内分によってもらなかったものでなく、高役人数のことは代々例がないことが、惣兵衛が若御老中(重考考へ御内意を伺うようなことをいって来たので、是非ならず私ども兩人も別にお願い申し上げる旨惣兵衛方へ申し渡したが、惣兵衛方から違却だといってきた。

以上、訴訟内容からみると、たび重なる役勤めの出費から本家の家計が悪化し、その助成を前渡や平島に頼んだことにより、改めて本家と前渡坪内氏などの関係が問われるようになったとみてよい。

これは、本家と末家間にもたられる意識のずれの原因は何であったのだろうか。前にも述べたように、『寛政語』に表された幕府の公式見解によると、前渡坪内氏(まき)の家計が悪化したのは旗本新加納坪内家の内分分家とされたが、これは少なくとも『寛政語』が作成される寛政十一年(一七九八)以降の位置づけに依り、つまり、近世初期におけるこれらの末家に対する幕府の位置づけはどうかという問題は残されていないわけであり、初期から内分にかけての位置づけ跡をたどれば、おのずと本・末間の意識のずれの原因が判明するであろうと思われる。これは、前渡坪内氏らに内分旗本としての位置づけ否定の動きを見ると、当然検討してみなければならぬ問題である。次にこの問題について若干(トシ)を別立ててみた。

2 内分旗本を創設の意義

まず、享保十七年(一七三二)三月、前渡坪内氏らが幕府の目付に提出した「坪内一類之者共由緒覚」を基礎史料として、代々の前渡坪内氏と幕府との関係(御目見・御勤めの有無など)について検討し、前渡坪内氏の旗本としての位置づけの遷変をみよめる。

前渡初代定安

・慶長六年(一六二〇)、家康から坪内氏父子五人宛で一枚の知行宛行状を受け。

・享保十七年(一七三二)三月、河津左衛門組御目見・御勤め有無をめぐって大番を務めていたが、家康の指示で役勤めを免除され在地位に居住するようになった。

・寛永二年(一六五五)十一月、三代將軍家光から兄弟四人仲間一枚の知行宛行状を受け。

二代目定安

- ・御上落・日光御成の御供は毎度行へり。
- ・御目見す。
- 三代目定勝
 - ・慶安二年（一六四五）四月五日、日光社参の供を仰せ付かり、奏者番西井雅重浦田清の被差路によって御番所勤めをし、殿右院・西井持家朝・浦田清に間接的に御目見した。
 - ・慶安四年（一六五七）、將軍家朝の御代初には將軍が幼少ということ御目見せず、それ以後御目見していない。
- 四代目定道
 - ・延喜八年（一六〇〇）、佐右衛門判定・太右衛門定房と共に繼目の御礼に出府し、月番中堀田築前守正徳と若年寄若石川美作守政に御礼を申し上げた。
 - 以後、御上落・日光社参の外、御役御番は全く務めていない。
 - ・本家の惣兵衛が见面会合するようにしたため、御目見なし。
- 五代目定矩
 - ・元禄四年（一六九七）、繼目の御礼に出府し、老中大夫久保衛守忠朝・若年寄加藤佐渡守明英に会い御礼を申し上げる。
 - ・同安四年（一六九七）、家元典兵衛定重に従い、佐左衛門判定・太右衛門定清とともに駿府御加番を勤める。四人扶持下賜される。
 - ・同八年（一六九五）、家元とともに火酒役を命ぜられ宝永元年（一七〇四）まで江戸詰。
- 五代將軍綱吉に御目見出来ず。
- 六代目直行
 - ・享保九年（一七二四）九月、繼目御礼を老中松平左近将監栗色と若年寄松平能登守重賢へ申し上げた。
 - ・六代將軍家宣に御目見出来ず。

これらによる、前渡坪内氏の初代定安から三代目定勝までは、一応將軍に御目見できる資格を有していたことがわかる。しかし、幕府からの知行宛行状は、慶長六年（一六〇二）二月五日、五人連名宛に一紙で出され、その形態が示すように坪内一家を一家とみなすものであった。従って三代將軍家光の知行宛行状もその立場を継続したものとしよう。「家元のみ江戸詰を命じ本家の三家を在地に住ませ無役にしたのは、幕府の立場として坪内一家の代表者を「家元」に代表させていたからである。しかし、三家からすれば、知行宛行状は一紙（家元）が所務

といえども四人連名宛であり、三代目までは將軍に御目見した事実があり、四代目以降將軍に御目見していないのは、將軍が幼少であるとか、「家元」が見面せようという態度をとったためとかいう諸般の事情が偶然重なった結果にすぎないという意識がもっていた。また、「一时的なものを含めると江戸勤務の事実も五代目まであり、当然自分知行の旗本であるという意識を本家側にもっていたのである。

先述した本家の家格吟味訴訟についてみる、本家は、六〇〇石の少身とはいえず無役・在地に住み出費をしない済む本家に対し、役勤めの出費を「御目見」がわりさせようとしていたことがわかる。本家・本家、勤番出費の一部を負担させるためには、本家としては前渡坪内家を正規の分家とするよりも内分分家として位置づけた方が都合がよはずである。前渡坪内家の言い分は、知行宛行状が一紙に連名で出され、それを保有している本家だけが江戸詰を命ぜられたため、本家はそれを悪用して前渡坪内家を内分扱いにし、「組付力（＝別家）同様に位置づけようとする企てから本家に御目見の機会を持たせず、その結果よからはずである。前渡坪内家の現在の本・末関係の問題に牽連したので主張しているのである。ここで注意しなければならないのは、本家側が役勤めの費用を出しているという点ではない。彼らは、内分分家の立場・出費せよとすなわち知行地の一部を返却せよという、本家の主要に表現される自家の内分分家という位置づけに反発し否定していたのである。御目見を許さず正式の旗本として位置づけられた上、役勤めを命ぜられるならば、真でその費用を捻出す態度をとっている。それは、私共先代之名共へ、御目見御旗本之者にて御番候間、伺卒此已後同分御番公之品成相勤申奉願候」と言っていることからも容易に想定できる。つまり家格吟味訴訟では、本家の御御番を坪内一統の役勤めるとみなすか、御目見だけに課せられたのとみずから本家側の意識がされていたのである。ここに、末家の前渡坪内氏と平島坪内氏の起こした、自分知行か内分知行かという家格吟味訴訟の問題が生じる原因があった。

では、この前渡坪内氏による自分知行とする主張の真偽は、体たうであったのだろうか。次にこの点について考えてみた。行状の都合で、先述内容の一部重複しあふま。

まず前渡坪内氏が無役として在地居住をはじめたのは初代定安の代の寛永二年（一六二五）からである。しかし、その後慶安二年（一六四九）には三代目定勝も日光社参の御供に任じられている。また、五代目定矩は元禄五年から駿府加番として家の旗下ながら軍役を公している。全くの無役とするのは三代目直行からである。一方御目見については、四代將軍家朝には將軍就任以前に間接的に御目見しているが、正式には四代將軍以降御目見の機会をもてない。つまり、前渡坪内氏は少なくとも三代目定勝以降は正式に將軍に御目見するとはななかったのである。知行が高・知行形態とも六〇〇石地方知行取として資格は持っているが、御目見特種という資格は三代目以降かなり不安定なものとなつて来たといえよう。御目見特種の別筆にすなわち旗本として資格の別筆につながる。前渡坪内本家は寛永二年の連名一紙

知行宛状の発給を境に、結果的に内分旗本に位置づけられていくのであるが、寛永三年の連名一紙知行宛状の発給がそれ以前の慶長六年の知行宛状に基づいたことは確かである。しかし、幕府成立当初連名一紙の知行宛状の発給を受けながら、後代に至り独立旗本として個別に知行宛状を得る旗本もいくつかの類例をみることが出来る。美濃國の高木氏三家等はその例である⁵⁵⁾。ではなぜ前渡坪内氏ら三家の場合自分分家扱いに格下げされたのであろうか。この問題は、本家の家名と、未家の内分・外分を分けるうえで大へん重要な問題である。

関原の戦い、大坂夏の陣に、家康らによる朱印状が乱発され、その戦後処理に幕藩体制の確立のために必要な課題であった。そこで大名をばらめるとして諸領主の改易・転封ばかりでなく、戦時下に発給された朱印状の中に追加される一紙二紙の参劾があった。一々別々に知行宛状が発給されたという特殊性から便宜上「朱印一紙を一括して朱印状を発給している例は決して少なくない。これをどう扱うかが戦後処理の一つの問題であった。例へば、高木氏は一括して朱印状を受けが後で朱印状を発給して、その例は決して少なくない。しかし、この問題にしている新加納坪内氏とその他の三家の場合には、自分知行か内分知行かという問題を生じた。これは、一つに本家側が主張しているように、本家による阿かかの政治工作が反映した結果だとみてもよいと思う。そして、その裏工作の背景には寛永期における旗本財政の悪化があったとしてよからう。無役・在地居住・江戸旗本屋敷取りの対象から除外されなどと、旗本としての位置づけがあまりいまいであった前渡ら三家は、幕府による旗本再編成の枠から外れたか。こうになり、御目見も本家によって妨げられるうちに旗本としての位置づけはうすれ、旗本坪内家（前加納）の内分知家として位置づけられたといえよう。

ところが、これは本家と未家の利害の対立の原因があったのである。三家の内分知家は、幕藩体制の整備・確立に至る段階で幕府がとった政策で決して矛盾しているわけではなく、大名家の地方知行をもっている場合には、将軍家がそれらの陪臣にも忠節を要求し知行を与えることによって支配権を及ぼしている。これらによる、幕藩体制の成立期において、幕府は、地方知行を有す領主を支配する都合、万石以上、以下及び陪臣・陪臣の区別なく將軍家が直接支配する方法をとったとみてよからう。これは、戦期以来の地に領地を持つ、地方知行領分が多く、しかも大名を始めとする諸領主支配の体制が充分確立していない段階では、幕藩体制の維持のために必要なことであった。幕府からみて、大名を牽制する意味からも、大名による幕藩体制の維持の必要性からみて必要であったとみてよからう。しかし、万石以上と以下謂代名・旗本・直臣と陪臣などの区別が成立し、大名支配・謂代だけが外縁幕藩ももつての体制が整えられるとともに、地方知行を有する陪臣支配を幕府將軍家が直接行わなくても、大名に直接支配をまかせることが出来るようになった。さらに、大名の家庭が地知行制から律儀制に切り替わることも、幕府による陪臣の直接支配に必要なくなったのである。つまり、幕府が地方知行を有する領主を直接支配したのは、幕藩体制成立期における体制の維持を目的として行ったものであり、大名権力の補助的意義を持っていたといえよう。従って主従関係の強い成立後間もない親藩大名と譜代大名に特によくみられるのである。一方、幕府將軍と主従関係が安定していた直臣の場合には、必ずしも將軍家が直接支配をする必要はなく、小身の分家を本家に支配させたり、番頭・組頭は番士を支配させることで幕府將軍による旗本支配は充分行われたのである。

註

- 1) 本井好之家文書
- 2) 但、右同
- 3) 4) これは動番出費の肩わりを否定しようとする内分家（無役・側の方便の可能性もある。本証）に同じ
- 5) 殿前史、史料編近世2、一四一〜一
- 6) 坪内嘉兵衛家を幕府側「御定所」が旗本新加納坪内家の内分となし、その史料の初見（管見の範囲）は享和元年五月である（前掲松本論文）である。前渡用印部屋年譜、文化四年正月、二月条を例にとると、幕府勅定奉行・朝山田御林奉行・大津大官なから、坪内家内分が「家内内分」として認められている。以上との点考慮すれば、先述した享保十七(七三〇)の格吟味詠歌の結果、坪内嘉兵衛家は正しく新加納坪内家の内分とされたといえる。また、元和二年(六一〇)の「美濃國高知郡旗本」本家の名前の記入し、すてこの領主は前渡ら三家の内分が確定したといえよう。
- 7) 塚学字形成期かみいた旗本領の性格(三河を舞台に)。(史学雑誌七四二、一八、一八)
- 8) 徳川実紀、寛永九年五月二十、十四条目録、御編御覽集卷一三三七、一三八〇号、佐々木勘之介「幕藩制初段階の諸問題について」(歴史学研究、二六〇)を参照のこと。
- 9) 栗田元次、江戸時代史 第四卷第一節、いわゆる買人制の廃止か。
- 10) 前掲松本論文一〜一ページの註15参照。

おわりに

以上、旗本新加納坪内氏内分坪内嘉兵衛家・前渡坪内氏を素材として、内分旗本の性格と成立の意義について考察を加えた。旗本本家と内分家の関係は、戦時下において一族部族を率いて参戦する場合の「密親・密子制」がその成立の背景にあり、「密親」が旗本本家、「密子」が旗本の内分家として位置づけられていたものと考えられる。ただ、ここで組頭した坪内嘉兵衛家の場合、「密子」としての歴史的事実はあるもの

の、旗主として登壇された歴史をも有し、旗本新加納坪内家の家臣に組み込まれた「組奉行御人」とは位置づけが異なっていたが、本家の「旗主」の一員として、軍役奉公の場合には本家の指揮下に入るべきものであった。従って、旗本新加納坪内氏とその内分家関係は、旗本の番頭・組頭・番士の関係には相違ないが、それよりも主家と「組奉行」との間に近い関係にあるとみられた方が真相に近いと思われる。本稿では残念ながら意識しつづつ検討できなかった問題がいくつかある。旗本坪内家内分の領主財政面に関する問題や領村の構造及びその支配の実態把握はいらぬまいが、本稿の主題である旗本領主権に関して二つある。一つは、内分家が家格問題をおこなう真の目的は本家による勤番出費の肩がわり否定にあり、そのために内分家は慶長六年や寛永八年の連名一紙奉行宛行状をひきあいに出示しただけでは本家よからたかといふ点である。そして、二つには、も内分家の本心が勤番出費の否定にあつたとするならば、享保期における旗本の軍役に對する意識変化や世襲の要員の観点から再分析する必要があるかといふ点である。その他の検討課題としてもう一つあげておきたい。知行宛行状の発給形態について、旗本高木氏に対する場合と旗本坪内氏に対する場合とは異なつては異なつていないが、その原因説明は不十分だと思つてゐる。高木氏の場合は、美濃國の水奉行と、三家を交替寄合の旗本に位置づけ、在地に居住させ河川支配が手はずならぬよう配慮する必要がある。知行宛行状の発給形態の変化を説明することが可能である。この立場に立つて旗本坪内氏の家系譜、由緒書を見直すこと、「濃州各務部・羽栗郡の内所替被為 仰付 喜太郎 貞定 一所 私共先祖三人の者共在所ニ被為差置、木曾川出水の節不限夜堤ニ罷出木下村々より人足出させ相聞越被 仰付候、(一)惣其頃嫡子實隆(家忠)義は伏見御門番相勤罷在候事」とあり、旗本坪内家の内分家の場合も在地居住が木曾川の治水と関係があつたことを示唆している。従つて、この観点から内分旗本の成立の意義を見直す必要もあるだろう。これらの問題について今後の研究の発展を期待したいと思ふ。

最後に幕藩権力論をふまえて、旗本領主権の研究について若干見通しを立てておきたい。まず、幕藩制国家における領主権の研究は、大名・幕藩家を含むだけでなく、小領主の旗本をも含めて総合的に行わねばならないとはいへないが、その場合、地方知行地地権が権取かによつて分けて行ふ必要がある³⁾。また、領主権そのものを考えたいと、幕藩制国家における封建領主の宗主権者として、全国規模で領主に支配権をおよぼして、知行軍家・幕府と各領主間の問題、独立した各領主相互間の問題と領主権力と政政を問ふべしにおける場合だけでなく、領主が領主たる所以、すなわち、領主と領民間の問題の一面から分析して行く必要がある。

まず、将軍家と地頭領主との関係からみる場合は、本稿でも扱つたように封建制の基幹をなす領地安堵と軍役奉公の確立・封建的支配関係の確立が、領主間における領主権については、他の領主から独立する領主権を所有していることと目されているかどうかの一つの目安となる。三つめとして領主と領民との間における領主権分析の視点であるが、領民支配の具体的事象の確認、支配権の強弱と動揺の実態、およびその原因はなからうか。

究明などが考えられよう。また、統一政権と自村の領主に対する領民の認識の実態分析も必要である。少なくとも、これらの点をおさえた諸研究の蓄積の上になつて、領主権が全国規模・大名領・旗本領・寺社領などの規模とどのように有機的に展開して、いたか組み立てていかなければならない。

このようにして入つてみると、現在、研究者それぞれ興味によって、それぞれの分析視角から、まづの研究が行われているが、全体研究・幕藩制国家の幕藩権力論を実の面とするものにするためにも、領主権研究の事例報告だけでなく、そのための理論的支柱の検討が当面する最大の課題ではなからうか。

註

- (1) 永井好之家文書 坪内一朗之系世系出緒
 - (2) また、寛政譜の坪内定仍の項を見ても「家忠 三年四月十日御をうけたまはりて美濃國に赴き、洪水の地を極す」とあり、川本曾思と呼内氏の関係内深さかうかがえる。但し、高木氏は別家を認め、坪内氏は内分にしよう問題が残るが、知行の高の高低が影響したと押理由づけられないこともない。
 - (3) 「領主」の定義としかかわるが、領地・領民あつての領主とすれば地方知行の領主権が中心になる。しかし、直接、自家の領地・領民を持たない俵屋取の旗本でも、幕吏の一人として間接的には領主側の立場にあり、それを全く無視し扱ひわけにはかない。
- (付記) 本稿作成後、新加納坪内(本宅)の所在(美濃郡中東区塩原三丁目)が、豊田高専の藤田壽夫氏によつて明らかになつた。史料は現存してゐた。なお、本稿利用した「御寄御用形部御説題」は、各務原市資料調査報告書 第六十七号に抄出録されることになつてゐるが、その抄出担当者も本稿筆者がらうかため、取録しをけるために必要史料をあてて注記した。

(各務原市史編纂係理事)

編集後記

今回発刊する「文書史料目録四」は、前回までの三冊に収録することのできなかった文書と、その後の調査によって所在が新しく確認された文書を収録しました。

古文書は、その性格上、門外不出となつて障の目を見ないまま旧家の土蔵に眠っているといったケースが多いようです。前回までに、文書約一、二〇〇点を調査収録することができ、文書史料目録二で一応区切と考えていましたが、その後新たに二〇〇〇点余が発見されましたので、文書史料目録四の公刊に踏み切りました。本書を先の三冊と共に、郷土資料の手引としてご利用ください。

また本書には、郷土の一領主であった旗本内氏に関する研究論文をあわせて掲載しましたので、同時に刊行した「前渡内氏御用部屋記録」(各務原市資料調査報告書第六号)や近々刊行される市史「史料編近世日巻」の研究資料として参照してください。

本史料目録の発刊に際し、文書をご提示いただきました各位のご厚意に深く感謝申し上げます。またご指導ご教示をいただきました、市史編集委員長野村忠天先生、市史近世部会の松田之利先生はじめ諸先生方に厚くお礼申し上げます。

昭和六十年三月二十二日

社会教育課長

林

友

男

干支早見表(1)

干支	年号(南朝)	年号(北朝)	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆
丙子	延元 1	建武 3	1336	建武 3	1336	康正 2	1456	永正 13	1516	天正 4	1576
丁丑	2	4	1337	4	1337	4	1457	水正 10	1517	5	1577
戊寅	3	5	1338	5	1338	5	1458	辰正 7	1518	6	1578
己卯	4	6	1339	6	1339	6	1459	巳正 4	1519	7	1579
庚辰	5	7	1340	7	1340	7	1460	午正 1	1520	8	1580
辛巳	26	4	1341	8	1401	2	1461	未正 8	1521	9	1581
壬午	3	4	1342	9	1402	3	1462	申正 5	1522	10	1582
癸未	4	4	1343	10	1403	4	1463	酉正 2	1523	11	1583
甲申	5	5	1344	11	1404	5	1464	戌正 9	1524	12	1584
乙酉	6	6	1345	12	1405	6	1465	亥正 6	1525	13	1585
丙戌	正平 1	10	1346	13	1406	文正 12	1466	6	1526	14	1586
丁亥	2	3	1347	14	1407	元正 9	1467	7	1527	15	1587
戊子	3	4	1348	15	1408	享禄 10	1468	8	1528	16	1588
己丑	4	5	1349	16	1409	文明 1	1469	2	1529	17	1589
庚寅	5	6	1350	17	1410	2	1470	3	1530	18	1590
辛卯	6	7	1351	18	1411	3	1471	4	1531	19	1591
壬辰	7	8	1352	19	1412	4	1472	5	1532	20	1592
癸巳	8	2	1353	20	1413	5	1473	6	1533	21	1593
甲午	9	3	1354	21	1414	6	1474	7	1534	22	1594
乙未	10	4	1355	22	1415	7	1475	8	1535	23	1595
丙申	11	5	1356	23	1416	8	1476	9	1536	24	1596
丁酉	12	6	1357	24	1417	9	1477	6	1537	2	1597
戊戌	13	3	1358	25	1418	10	1478	7	1538	3	1598
己亥	14	4	1359	26	1419	11	1479	8	1539	4	1599
庚子	15	5	1360	27	1420	12	1480	9	1540	5	1600
辛丑	16	6	1361	28	1421	13	1481	10	1541	6	1601
壬寅	17	7	1362	29	1422	14	1482	11	1542	7	1602
癸卯	18	8	1363	30	1423	15	1483	12	1543	8	1603
甲辰	19	3	1364	31	1424	16	1484	1	1544	9	1604
乙巳	20	4	1365	32	1425	17	1485	14	1545	10	1605
丙午	21	5	1366	33	1426	18	1486	15	1546	11	1606
丁未	22	6	1367	34	1427	19	1487	16	1547	12	1607
戊申	23	7	1368	正統 1	1428	2	1488	17	1548	13	1608
己酉	24	2	1369	永平 1	1429	延徳 3	1489	18	1549	14	1609
庚戌	25	3	1370	2	1430	4	1490	19	1550	15	1610
辛亥	26	4	1371	3	1431	5	1491	20	1551	16	1611
壬子	文正 1	5	1372	4	1432	明徳 1	1492	21	1552	17	1612
癸丑	2	6	1373	5	1433	2	1493	22	1553	18	1613
甲寅	3	7	1374	6	1434	3	1494	23	1554	19	1614
乙卯	天授 1	8	1375	7	1435	4	1495	元禄 1	1555	1	1615
丙辰	2	9	1376	8	1436	5	1496	2	1556	2	1616
丁巳	3	10	1377	9	1437	6	1497	3	1557	3	1617
戊午	4	4	1378	10	1438	7	1498	水禄 1	1558	4	1618
己未	5	5	1379	11	1439	8	1499	2	1559	5	1619
庚申	6	2	1380	12	1440	9	1500	3	1560	6	1620
辛酉	弘和 1	2	1381	嘉祥 1	1441	文龜 1	1501	4	1561	7	1621
壬戌	2	3	1382	2	1442	2	1502	5	1562	8	1622
癸亥	3	4	1383	3	1443	3	1503	6	1563	9	1623
甲子	元亨 1	3	1384	文安 1	1444	永正 1	1504	7	1564	10	1624
乙丑	2	2	1385	2	1445	2	1505	8	1565	2	1625
丙寅	3	3	1386	3	1446	3	1506	9	1566	3	1626
丁卯	4	4	1387	4	1447	4	1507	10	1567	4	1627
戊辰	5	2	1388	5	1448	5	1508	11	1568	5	1628
己巳	6	3	1389	宝徳 1	1449	6	1509	12	1569	6	1629
庚午	7	3	1390	3	1450	7	1510	元龜 1	1570	7	1630
辛未	8	2	1391	3	1451	8	1511	2	1571	8	1631
壬申	9	3	1392	享徳 1	1452	9	1512	3	1572	9	1632
癸酉	4	4	1393	2	1453	10	1513	天正 1	1573	10	1633
甲戌	5	4	1394	3	1454	11	1514	2	1574	11	1634
乙亥	2	5	1395	康正 1	1455	12	1515	3	1575	12	1635

○は西月 □は改元月

干支早見表(2)

干支	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆
丙子	寛永 13	1636	元禄 9	1696	宝暦 6	1756	文化 13	1816	明治 9	1876
丁丑	14	1637	10	1697	7	1757	14	1817	10	1877
戊寅	15	1638	11	1698	8	1758	文化 1	1818	11	1878
己卯	16	1639	12	1699	9	1759	2	1819	12	1879
庚辰	17	1640	13	1700	10	1760	3	1820	13	1880
辛巳	18	1641	14	1701	11	1761	4	1821	14	1881
壬午	20	1642	15	1702	12	1762	5	1822	15	1882
癸未	21	1643	16	1703	13	1763	6	1823	16	1883
甲申	正保 1	1644	宝永 1	1704	明和 1	1764	7	1824	17	1884
乙酉	2	1645	2	1705	2	1765	8	1825	18	1885
丙戌	3	1646	3	1706	3	1766	9	1826	19	1886
丁亥	4	1647	4	1707	4	1767	10	1827	20	1887
戊子	寛文 1	1648	5	1708	5	1768	11	1828	21	1888
己丑	2	1649	6	1709	6	1769	12	1829	22	1889
庚寅	3	1650	7	1710	7	1770	天保 1	1830	23	1890
辛卯	4	1651	8	1711	8	1771	2	1831	24	1891
壬辰	承応 1	1652	9	1712	安永 1	1772	3	1832	25	1892
癸巳	2	1653	3	1713	2	1773	4	1833	26	1893
甲午	3	1654	4	1714	3	1774	5	1834	27	1894
乙未	明暦 1	1655	5	1715	4	1775	6	1835	28	1895
丙申	2	1656	享保 1	1716	5	1776	7	1836	29	1896
丁酉	3	1657	2	1717	6	1777	8	1837	30	1897
戊戌	方治 1	1658	3	1718	7	1778	9	1838	31	1898
己亥	2	1659	4	1719	8	1779	10	1839	32	1899
庚子	3	1660	5	1720	9	1780	11	1840	33	1900
辛丑	寛文 1	1661	6	1721	天明 1	1781	12	1841	34	1901
壬寅	2	1662	7	1722	2	1782	13	1842	35	1902
癸卯	3	1663	8	1723	3	1783	14	1843	36	1903
甲辰	4	1664	9	1724	4	1784	弘化 1	1844	37	1904
乙巳	5	1665	10	1725	5	1785	2	1845	38	1905
丙午	6	1666	11	1726	6	1786	3	1846	39	1906
丁未	7	1667	12	1727	7	1787	4	1847	40	1907
戊申	8	1668	13	1728	8	1788	嘉永 1	1848	41	1908
己酉	9	1669	14	1729	寛政 1	1789	2	1849	42	1909
庚戌	10	1670	15	1730	3	1790	3	1850	43	1910
辛亥	11	1671	16	1731	4	1791	4	1851	44	1911
壬子	12	1672	17	1732	5	1792	5	1852	45	1912
癸丑	延享 1	1673	18	1733	5	1793	6	1853	2	1913
甲寅	2	1674	19	1734	6	1794	安政 1	1854	3	1914
乙卯	3	1675	20	1735	7	1795	2	1855	4	1915
丙辰	4	1676	元文 1	1736	8	1796	3	1856	5	1916
丁巳	5	1677	2	1737	9	1797	4	1857	6	1917
戊午	6	1678	3	1738	10	1798	5	1858	7	1918
己未	7	1679	4	1739	11	1799	6	1859	8	1919
庚申	8	1680	5	1740	12	1800	万延 1	1860	9	1920
辛酉	天和 1	1681	寛保 1	1741	享和 1	1801	文久 1	1861	10	1921
壬戌	2	1682	2	1742	2	1802	2	1862	11	1922
癸亥	3	1683	3	1743	3	1803	3	1863	12	1923
甲子	貞享 1	1684	延享 1	1744	文化 1	1804	元治 1	1864	13	1924
乙丑	2	1685	2	1745	2	1805	慶応 1	1865	14	1925
丙寅	3	1686	3	1746	3	1806	2	1866	1	1926
丁卯	4	1687	4	1747	4	1807	3	1867	2	1927
戊辰	元禄 1	1688	寛延 1	1748	5	1808	明治 1	1868	3	1928
己巳	2	1689	2	1749	6	1809	2	1869	4	1929
庚午	3	1690	3	1750	7	1810	3	1870	5	1930
辛未	4	1691	宝暦 1	1751	8	1811	4	1871	6	1931
壬申	5	1692	2	1752	9	1812	5	1872	7	1932
癸酉	6	1693	3	1753	10	1813	6	1873	8	1933
甲戌	7	1694	4	1754	11	1814	7	1874	9	1934
乙亥	8	1695	5	1755	12	1815	8	1875	10	1935

○は西月 □は改元月

各務原市資料調査報告書第五号

各務原市文書史料目録四
昭和六十年三月二十二日

編集◎ 各務原市教育委員会
発刊◎

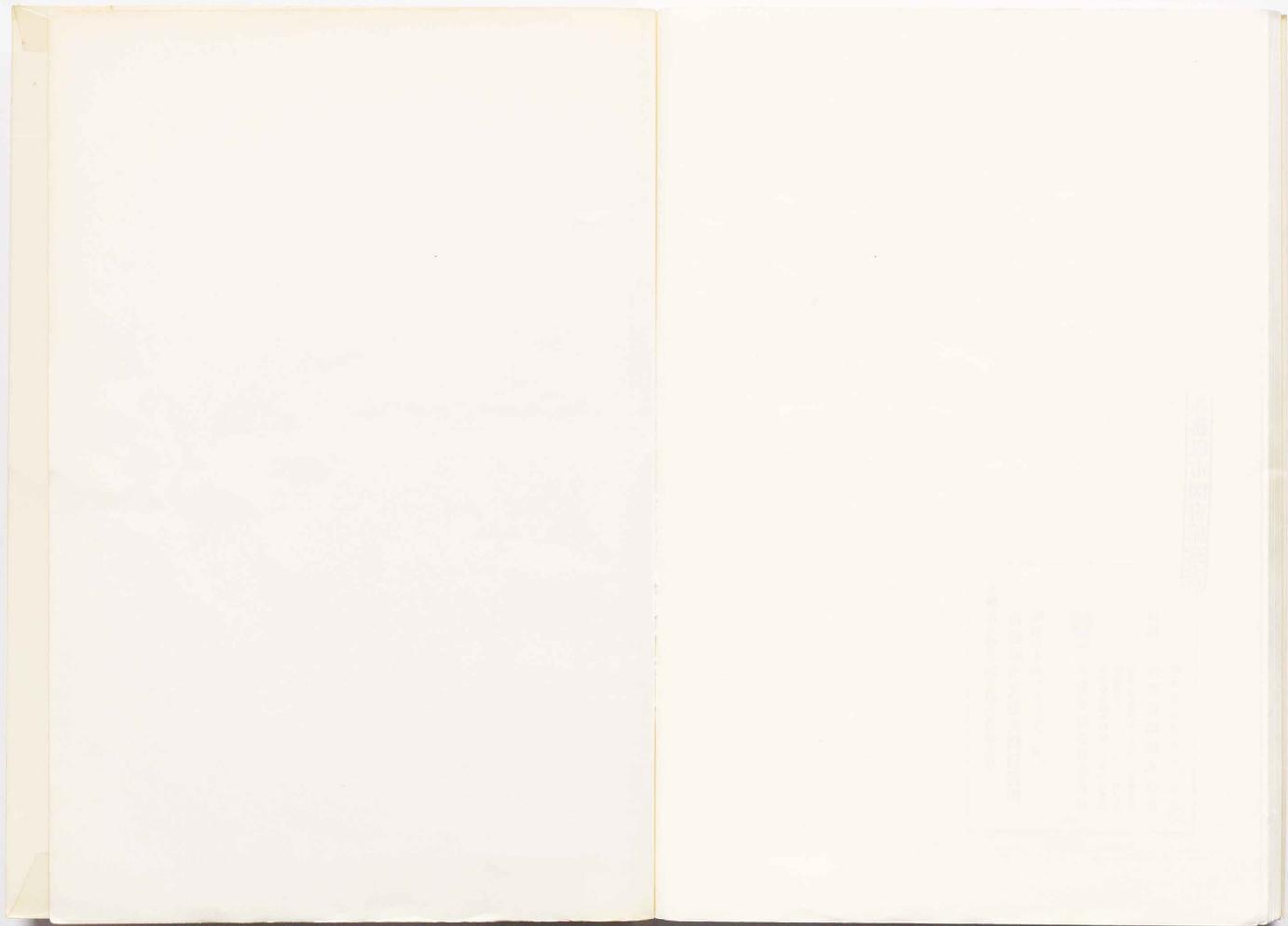
各務原市那加坂町一丁目六九番地

☎(五)八三一二一(内七線)

振替名古屋五十七三三 各務原市

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町一五一五



215
4 11000801

各務原市文書史料目録 四

11000801

各務原市図書館

返却日案内

この本は、きめられた日までに、おかえしてください。
最後の日付が、あなたの返却期限です。

60.9.-6	
61.3.-9	
61.9.-3	
62.8.-8	
2.8.16	
2.10.30	
3.2.17	

各務原市図書館

110008018



中国图书馆书号

